

水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画
令和5年度実施状況の概要について

1 行財政改革プラン2016について

本市では、水戸市行財政改革プラン2016を次のとおり策定し、改革に取り組みました。

基本理念	強くしなやかな行財政運営の構築	
五つの柱と 実施項目数	(1) 質の高い市民サービスの提供	6項目
	(2) 市民との協働によるまちづくりの推進	3項目
	(3) 柔軟な行政運営体制の構築	8項目
	(4) 未来へ向けた財政基盤の構築	10項目
	(5) 地方創生時代にふさわしい人材の育成	3項目
	実施項目数	30項目
計画期間	大綱	8年間(平成28年度から令和5年度まで)
	前期実施計画	4年間(平成28年度から令和元年度まで)
	後期実施計画	4年間(令和2年度から令和5年度まで)

2 令和5年度実施状況の概要について（詳細は別紙参照）

令和6年3月31日現在において、実施項目別の集計では、30の実施項目は、「実施」又は「一部実施」となっております。また、実施項目の詳細として設定した109の年度計画は、「未実施」は1項目にとどまり、その他は「実施」又は「一部実施」となっております。詳細は下表のとおりです。

いずれの集計においても、年度計画の1項目を除いた全ての項目において、改善に向けた一定の取組がなされ、計画全体としては着実に進捗が図られました。

実施状況	年度計画		実施項目	
	計画数	率	計画数	率
実施「○」	70	64%	14	47%
一部実施「△」	38	35%	16	53%
未実施「×」	1	1%	0	0%
合計	109	100%	30	100%

財政的效果につきましては、未利用財産の処分、社会保障制度の適正な運営などにより、令和6年3月31日現在で、4年間で3億3,380万円となっています。

(財政的效果)

令和2年度 約8,467万円

令和3年度 約1億8,904万円

令和4年度 約7,934万円

令和5年度 ▲約1,925万円

合計 約3億3,380万円

※ 財政的效果には歳出の削減のみでなく、歳入の確保を含んでいます。

【参考：新型コロナウイルス感染症等の実施状況への影響】

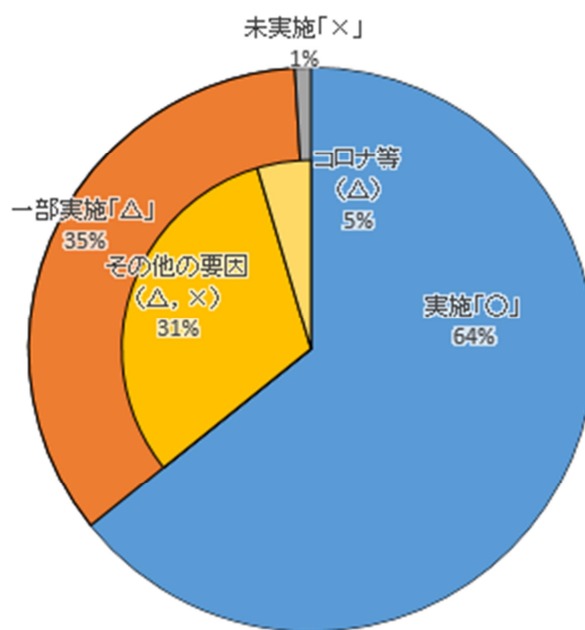
令和５年度の実施状況においては，新型コロナウイルス感染症等の影響を受け，規模の縮小を余儀なくされた事業が一定数含まれています。

そういった，新型コロナウイルス感染症の影響等により，実施状況が「一部実施」となったものを踏まえた，年度計画の実施状況の概要は表１のとおりです。

なお，財政的効果の算出に当たっては，行財政改革の取組の効果を適正に反映するため，新型コロナウイルス感染症等の影響額を除いていますが，実態としては，新型コロナウイルス感染症等への対応に係る職員定数の増に伴う人件費の増が生じており，それらの影響を踏まえた職員定数におけるコロナ影響額は表２のとおりです。

【表１：年度計画実施状況におけるコロナの影響】

実施状況		年度計画	
		一部実施「△」及び未実施「×」の内訳	
		その他の要因	コロナ要因等
実施「○」	70		
割合	64%		
一部実施「△」	38	33	5
割合	35%	30%	5%
未実施「×」	1	1	0
割合	1%	1%	0%
合計	109	39	



【表 2：職員定数におけるコロナ影響額】

年度	
令和 2 年度	—
令和 3 年度	▲1 億 5,698 万円
令和 4 年度	▲3 億 13 万円
令和 5 年度	▲3 億 8,606 万円
合計	▲8 億 4,317 万円

※ 実施項目 11 職員定数の適正管理において、新型コロナウイルス感染症への対応に係る増員に伴う人件費増の額

3 行財政改革プラン 2016 後期実施計画の総括について

(1) 質の高い市民サービスの提供

キャッシュレス決済の導入や国際化に対応した窓口環境の整備による窓口サービスの向上を図ったほか、保育所及び開放学級の待機児童数の改善に取り組みました。また、オープンデータ公開の推進や附属機関の公募委員の拡大等により、行政の透明性の向上や市政への市民参画を拡充する取組を推進してまいりました。

これらの取組の実施により、厳しい行財政環境の中にあっても、市民の求める多様なニーズを的確に把握するとともに、自主・自立性を強化し、質の高い市民サービスを提供しました。

(2) 市民との協働によるまちづくりの推進

協働の体制づくりに向けて、協働のまちづくりに関する市民アンケートを毎年度実施するとともに、研修会の実施や職員派遣により、地域に関わる担い手の育成に努めました。また、「水戸市版 N P O 法人、ボランティア団体ガイドブック」の作成・配布による市内ボランティア団体・N P O 情報の発信や協働事業提案制度の活用などにより、協働事業の充実を図りました。

これらの取組の実施により、多様化する行政課題の解決に向けて、市民と行政とが相互の信頼関係のもと協力するとともに、市民の活動を支援し、市民との協働によるまちづくりを着実に推進することができました。

(3) 柔軟な行政運営体制の構築

行政組織や職員定数、公共施設等の適正管理に努めながら、技能労務のあり方の方針決定や水戸地方農業共済事務組合の解散、農業集落排水事業への地方公営企業法の規定の全部適用等を行いました。また、効率的な事務処理の推進を図るため、電子決裁や A I 議事録システム、R P A の導入を行ったほか、植物公園及び市民会館への指定管理者制度の導入や学校給食調理業務等の委託拡大など民間活力の活用を推進してまいりました。

これらの取組の実施により、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に伴う行政需要の増大への対応や、限られた財源の中での質の高い市民サービスの提供に向けた、変化に対応できる柔軟な行政運営体制の構築を行うことができました。

(4) 未来へ向けた財政基盤の構築

財政運営の透明性の確保に向けて「水戸市財政の現状」や「みと未来財政プラン」を公表するとともに、補助金・負担金の見直しや各種社会保障制度の給付の適正化などによる歳出の合理化、未利用財産の活用と処分、各債権における収納率の向上に向けた取組に加え、市民会館へのネーミングライツ導入をはじめとした財源拡充策の実施などによる歳入の確保を推進してまいりました。また、外郭団体の自立した効率的な運営に向けて、外郭団体検討専門委員における外部評価を実施しました。

これらの取組の実施により、歳出の合理化や歳入の確保などを図り、未来へ向けた財政基盤の構築を図りました。

(5) 地方創生時代にふさわしい人材の育成

人材育成基本方針に基づく研修や派遣研修の実施などにより、職員的能力育成に努めるとともに、多様な人材の確保に向けて採用試験実施時期・試験手法を見直したほか、女性職員向けのキャリアアップ支援研修の実施や男性の育児参加に向けた取組等ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた職員及び職場の意識改革を推進しました。

これらの取組の実施により、職員一人ひとりの能力を十分に発揮できる環境をつくり、新たな行政課題や市民ニーズに柔軟に対応でき、かつ、自ら考え、政策を立案できる、地方創生時代にふさわしい人材の育成を図りました。

**水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画令和 5 年度実施状況に係る
実施・一部実施等一覧**

凡例	○…実施
	△…一部実施
	×…未実施
	—…年度計画終了又は当該年度の計画なし

柱	推進項目	実施項目		年度計画	実施項目
		項目名	実施内容		
1 質の高い市民サービスの提供	①市民サービスの見直し	1 窓口サービスの向上	①キャッシュレス決済の導入	○	○
			②国際化に対応した窓口環境の整備	○	
		2 保育所及び開 放学級の待機 児童の解消	①保育所の待機児童の解消	△	△
			②開放学級の待機児童の解消	—	
	②水戸の 魅力発信 及び行政 情報提供 の充実	3 情報発信の充 実	水戸の魅力の発信の充実 ・ 情報の発信の強化	○	△
			・ 新たな情報発信ツールの研究・試行	○	
			・ ニュースリリースの強化	△※	
			・ 情報発信に係る職員研修の拡充	○	
		4 オープンデー タの公開の推 進	①大学及び民間企業との連携事業の推進	○	○
			②オープンデータの公開の推進	○	
	③市民意 見の反映	5 市民意見の反 映	①広聴活動の拡充	○	△
			②附属機関への市民参画の拡充 ・ 公募委員の拡大	△	
	④事務権 限の拡大	6 事務権限の拡 大	権限移譲の推進（事務権限の拡大）	△	△
2 市民との協働によるまちづくり の推進	⑤市民との協働事業の推進	7 協働の体制づ くり	①協働事業に係る市民意向の聴取 ・ 市民アンケートの実施	○	△
			・ 地域円卓会議の開催	△	
			②協働推進員制度の活用による職員の能力向上研修の推進	○	
		8 地域に関わる 担い手の育成	①地域に関わる担い手の育成	○	○
			②プランの実現及び改定に係る研修会の開催 及び職員による支援	○	
		9 協働事業の充 実	①協働事業の推進 ・ ボランティア団体・NPO等との連携・ 協働事業の推進	△※	△
			・ （そのうち協働事業提案制度）	△	
			②市民活動情報 Web サイト登録団体数	△	

※「※」はコロナの影響等によるもの

柱	推進項目	実施項目		年度計画	実施項目
		項目名	実施内容		
3 柔軟な行政運営体制の構築	⑥組織、職員定数及び施設の適正管理	10 組織・機構の適正管理	組織・機構の適正管理 ・組織・機構の適正管理	○	○
			・部間応援の実施	—	
		11 職員定数の適正管理	①職員定数の適正管理	○	○
			②技能労務のあり方の検討	○	
		12 公共施設等の適正管理	①個別計画策定及び推進	○	△
			②福祉施設のあり方の検討	△	
			③保育所・幼稚園の適正規模・適正配置方針に基づく施策の推進	○	
	⑦事務事業の見直し	13 事務事業の見直し	①事務改善に係る職員提案制度の活用	○	○
			②民間ノウハウを活用した事務事業の検証	—	
			③電子決裁の導入の検討	—	
			④農業集落排水事業の公営企業化	○	
		14 ICTの活用	①行政手続のデジタル化 ・個人番号カードの交付率向上	○	△
			・個人番号カード利用サービス追加	○	
			②ITガバナンスの強化	△	
			③AI活用可能な業務の検討やRPA導入	○	
			④情報セキュリティ対策（監査）の推進	○	
			⑤キャッシュレス決済の導入（再掲）	○	
		15 一部事務組合のあり方の検討	①大洗、鉾田、水戸環境組合（し尿）	○	○
			②茨城地方広域環境事務組合	○	
			③笠間地方広域事務組合	○	
			④水戸地方農業共済事務組合	—	
	⑧民間活力活用の推進	16 事務事業の民間活力活用の推進	民間活力の活用 ・窓口業務	○	○
			・ごみ収集業務	○	
			・道路維持補修業務	○	
			・学校給食調理業務	○	
			・開放学級事業	—	
			・債権回収業務	—	
		17 公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進	①民間活力活用の検討を図る施設名 ・市民センター	△	△
			・森林公園	△	
			・植物公園	—	
			・保育所	○	
			・幼稚園	○	
			②新市民会館の指定管理者制度導入	○	
			③指定管理者導入施設の評価手法の見直し	○	

※「※」はコロナの影響等によるもの

柱	推進項目	実施項目		年度計画	実施項目
		項目名	実施内容		
4 未来へ向けた財政基盤の構築	⑨的確な財政分析	18 財政状況の分析と公表	「水戸市財政の現状」の作成・公表	○	○
		19 中長期的視点に基づく財政運営	みと財政安心ビジョンの改定・公表	○	○
	⑩歳出の合理化	20 給与の適正化	①給与の適正化	○	○
			②人事評価結果の給与への適正な反映	○	
		21 補助金・負担金の適正化	補助金・負担金の見直し	○	○
		22 社会保障制度の適正な運営	①国民健康保険 ・ジェネリック医薬品に切替えた割合	○	△
			・特定健康診査受診率	△※	
			②介護保険 ・介護給付費の適正化	△	
			・要介護認定の適正化	○	
			③障害福祉 ・障害者福祉給付費等の適正化	○	
			④保育所等 ・施設型給付の適正化	○	
			⑤健康の保持増進 ・健康増進事業の推進	△※	
			・住民主体の介護予防の場の充実	△	
			⑥生活保護 ・就労支援の推進	○	
			・不正受給の防止	○	
			・扶養義務調査	△※	
			⑦生活困窮者 ・自立支援の推進	△	
			⑧ひとり親家庭 ・就労・自立支援の推進	△	
			⑨一般検査、実地指導等の適正な実施 ・連絡会議の設置・開催	○	
			・社会福祉法人	○	
			・老人福祉施設	△	
			・介護サービス事業所	○	
			・障害（児）福祉施設	○	
			・保育所等（小規模保育施設、家庭的保育事業等を含む。）	○	
			・認可外保育施設	○	
	23 外郭団体の財務体質・執行体制の改善		①経営改善計画に基づく改革改善の推進	△	△
			②統合等を含めたあり方の検討	○	
			③外部評価の実施	○	

※「※」はコロナの影響等によるもの

柱	推進項目	実施項目		年度計画	実施項目
		項目名	実施内容		
	⑪歳入の確保	24 収納率の向上	①収納率向上に向けた取組の推進 ・市税	△	△
			・国民健康保険税	△	
			・介護保険料	△	
			・保育所利用者負担金	△	
			・市営住宅家賃等	△	
			・農業集落排水施設使用料	△	
			・水道料金	△	
			・下水道使用料	△	
			・学校給食費	△	
			・後期高齢者医療保険料	○	
			②新たな納付手段の検討	○	
		25 受益者負担の適正化	①使用料・手数料の見直し ・一般会計及び特別会計の使用料・手数料の改定	○	○
			・下水道使用料	—	
			②新たな使用料・手数料の検討	○	
		26 未利用財産の活用と処分	未利用財産の売却と貸付（財産活用課所管）	△	△
			未利用財産の売却と貸付（水道部経理課所管）	△	
		27 多様な収入の獲得	財源拡充策の検討・推進	○	○

※「※」はコロナの影響等によるもの

柱	推進項目	実施項目		年度計画	実施項目
		項目名	実施内容		
5 地方創生時代にふさわしい人材の育成	⑫人材の育成	28 職員の能力育成	①研修の推進 ・人材育成基本方針に基づく研修の実施	○	△
			・自己啓発や研修に取り組みやすい職場環境づくりへの支援	○	
			②派遣研修の推進（他自治体との交流，大学派遣研修の実施など）	×	
			③プロポーザル異動の活用	○	
	⑬多様な人材の確保	29 多様な人材の確保	①多様な人材の確保 ・多様な人材の確保（特別選抜試験，民間企業等経験者採用試験等の実施）	○	△
			・再任用制度の活用	○	
			・女性職員の管理職への登用	△	
			・任期付職員の活用	○	
			②新たな取組の検討 ・採用試験実施時期・試験方法等の見直し	○	
	⑭ワーク・ライフ・バランスの推進	30 ワーク・ライフ・バランスの推進	①時間外勤務の縮減 ・時間外勤務時間の縮減	△	△
			・時間外勤務縮減に向けた取組の推進（ノー残業デーの徹底など）	○	
			②年次休暇の取得促進	△	
			③勤務時間の柔軟な運用 ・早出遅出勤務制度の拡充	○	
			④職員の意識啓発に向けた取組の推進	○	
			⑤職員の健康管理とメンタルサポート	△	
			⑥男性の育児参加に向けた取組の推進	○	
			⑦出退勤管理システム導入の検討	△	
			⑧働きやすい職場づくりを推進する仕組の検討	△	

※「※」はコロナの影響等によるもの

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画
〔実施期間：令和2年度～令和5年度〕
令和5年度実施状況
（令和6年3月31日現在）

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画の実施状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

年 度		年度計画	実施項目
令和 2 年度	項目数	1 1 6	3 0
	実施	8 7 【 7 5 %】	1 7 【 5 7 %】
	一部実施	2 6 【 2 2 %】	1 3 【 4 3 %】
	未実施	3 【 3 %】	0 【 0 %】
令和 3 年度	項目数	1 1 5	3 0
	実施	8 2 【 7 1 %】	1 5 【 5 0 %】
	一部実施	3 1 【 2 7 %】	1 5 【 5 0 %】
	未実施	2 【 2 %】	0 【 0 %】
令和 4 年度	項目数	1 1 1	3 0
	実施	7 8 【 7 0 %】	1 5 【 5 0 %】
	一部実施	3 2 【 2 9 %】	1 5 【 5 0 %】
	未実施	1 【 1 %】	0 【 0 %】
令和 5 年度	項目数	1 0 9	3 0
	実施	7 0 【 6 4 %】	1 4 【 4 7 %】
	一部実施	3 8 【 3 5 %】	1 6 【 5 3 %】
	未実施	1 【 1 %】	0 【 0 %】

凡 例

- ・ 「実施項目」，「期間内における年度計画」及び「担当課」は，水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画を基に記載した。
- ・ 「期間内における年度計画」欄には各年度に実施すべき内容を，「実施状況」欄には令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に実施した内容を記載した。「備考」欄には，一部実施の理由，令和 6 年度の実施内容等を記載した。
- ・ 表中に用いている記号等の意味は，以下のとおりである。

記号等	説 明
実 施	令和 5 年度末までに，当該年度の年度計画を実施した場合は， 実 施 と表記する。
一部実施	令和 5 年度末までに，当該年度の年度計画に未達成の項目がある場合は， 一部実施 と表記する。
■	設定した年度計画について，当該年度までに達成した場合， ■ と表記する。
▲	設定した年度計画について，翌年度以降に達成した場合， ▲ と表記する
□	設定した年度計画について，未達成である場合， □ と表記する。
(網掛け)	年度計画のうち，令和 5 年度の年度計画と実施状況，その前年度からの変更箇所には，網掛けをした。
前倒し達成	令和 5 年度までの年度計画を前倒しで達成した場合は， 前倒し達成 と表記する。

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画の実施状況一覧表（令和6年3月31日現在）

（１） 質の高い市民サービスの提供

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的効果		
① 市民サービスの見直し						
1 窓口サービスの向上		実施				
【4年間のまとめ】 窓口サービスの向上については、窓口での手数料等の支払いの利便性向上のため、市民課及び休日夜間緊急診療所において、キャッシュレス決済を導入した。また、国際化に対応した窓口環境の整備として、多言語翻訳機の設置や外国人市民対応職員研修等を実施した。						
キャッシュレス決済の導入	【キャッシュレス決済の導入】 R2年度 ■導入・推進 R3年度 ■推進（利用状況の把握・サービス拡大の検討） R4年度 ■推進（利用状況の把握・サービス拡大の検討） R5年度 ■推進（利用状況の把握・サービス拡大の検討）	○キャッシュレス決済の導入 ・市民課窓口（R2年10月） ・休日夜間緊急診療所（R3年3月） ○キャッシュレス決済利用率 ・市民課窓口 R2年度 5.0% R3年度 5.3% R4年度 5.1% R5年度 6.7% ・休日夜間緊急診療所 R2年度 3.4% R3年度 5.9% R4年度 5.2% R5年度 7.8%	○窓口での手数料等の支払いの利便性の向上			総務部行政経営課 窓口関係所管課
国際化に対応した窓口環境の整備	【国際化に対応した窓口環境の整備】 R2年度 ■推進（多言語翻訳機の設置、外国人市民対応職員研修の実施、外国人の相談窓口の運営、外国人市民のための生活ガイドブック改訂・周知） R3年度 □推進（外国人市民対応職員研修	○多言語翻訳機を設置（R2年10月） ○外国人市民対応職員研修の実施（R2年11月）（R3年度中止）（R4年11月）（R6年3月） ○外国人相談窓口（国際交流センター）の運営（R2年度～） ○外国人市民のための生活ガイドブックの改訂・周知（R3年3月）	○窓口業務における外国人市民への対応能力向上、職員の国際意識の醸成 ○外国人市民に対するきめ細かな情報提供、相談対応		・「外国人市民のための生活ガイド」については、令和3年度から冊子の作成は行っており、HPで周知を行っている。	市民協働部文化交流課 窓口関係所管課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	の実施、外国人の相談窓口の運営、外国人市民のための生活ガイドブックの周知 R4 年度 ■推進（外国人市民対応職員研修の実施、外国人の相談窓口の運営、外国人市民のための生活ガイドブックの周知） R5 年度 ■推進（外国人市民対応職員研修の実施、外国人の相談窓口の運営、外国人市民のための生活ガイドブックの周知）	○外国人市民のための生活ガイドの周知（R3 年度～）				
2 保育所及び開放学級の待機児童の解消 一部実施						
【4年間のまとめ】 保育所については、民間保育所の整備や市立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行による定員増により、待機児童数の改善を図った。また、開放学級については、支援員及び実施場所の確保により、対象を6年生まで拡充するとともに、全校で開放学級の運営業務委託を実施し、待機児童を解消した。						
保育所の待機児童の解消	【保育所の待機児童の解消】 R2 年度 □待機児童0人	○保育所待機児童数 ・R2 年 4 月 23 人 10 月 87 人 ・R3 年 4 月 8 人 10 月 44 人 ・R4 年 4 月 3 人 10 月 23 人 ・R5 年 4 月 1 人 10 月 12 人 ○民間保育所等3か所の創設による定員増 計105人（R2 年度） ○民間保育所1か所の増改築による定員増 20人（R2 年度） ○市立幼稚園1か所の幼稚園型認定こども園移行による定員増 30人（R2 年度） ○民間保育所3か所の増改築による定員増 60人（R3 年度）	○待機児童の改善		【一部実施の理由】 ・無償化の影響による保育需要の高まりから待機児童の解消には至らなかったため。 ○令和6年4月1日 待機児童数 1人	こども部幼児保育課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
		○市立幼稚園2か所の幼稚園型認定こども園移行による定員増 60人(R4年度) ○民間保育所1か所の幼保連携型認定こども園移行による定員増 40人(R4年度) ○小規模保育事業2か所の民間保育所移行による定員増 42人(R4年度) ○民間保育所2か所の増改築による定員増 40人(R4年度) ○民間保育所1か所の創設による定員増 50人(R5年度) ○民間保育所2か所の増改築による定員増 40人(R5年度) ○小規模保育事業1か所の民間保育所移行による定員増 41人(R5年度)				
開 放 学 級 の 待 機 児 童 の 解 消	【開放学級の待機児童の解消】 R2年度 ■待機児童0人	○開放学級待機児童数 ・R2年4月 0人 ・R3年4月 0人 ・R4年4月 0人 ・R5年4月 0人 ○支援員及び実施場所の確保により、全校で6年生までを対象に拡充(R2年度) ○開放学級運営業務委託の実施 R2年度 13校 R3年度 33校(全校)	○待機児童の解消		【名称の変更】 ・令和4年度から名称を「放課後学級」に変更	こども部こども政策課
② 水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実						
3 情報発信の充実		一部実施				
【4年間のまとめ】 情報発信の充実については、本市のイメージアップと理解の促進に向けて、SNS等による情報発信や市長定例記者会見等のインターネット生中継などに取り組んだほか、職員研修を通じた職員の意識向上に努めた。また、ニュースリリースの強化に取り組み、行政情報提供の機会の拡大を図った。						

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的効果		
水戸の魅力の発信の充実	【情報の発信の強化】 R2年度 ■情報の発信 R3年度 ■情報の発信 R4年度 ■情報の発信 R5年度 ■情報の発信	○情報の発信 【各フォロワー・再生件数など】 ・X／新規フォロワー数 H30年度 2,114件 R元年度 4,332件 R2年度 6,724件 R3年度 4,614件 R4年度 4,075件 R5年度 3,149件 (H23年度からの累計) 52,215件 ・LINE／新規登録者数 H30年度 961件 R元年度 2,123件 R2年度 17,732件 R3年度 18,495件 R4年度 11,672件 R5年度 9,236件 (H24年度からの累計) 66,294件 ・Facebook／新規フォロワー数 H30年度 680件 R元年度 950件 R2年度 448件 R3年度 88件 R4年度 293件 R5年度 81件 (H23年度からの累計) 14,090件 ・YouTube／再生回数 H30年度 286,655回 R元年度 604,552回 R2年度 587,428回 R3年度 408,784回 R4年度 629,721回 R5年度 467,439回	○SNSや動画などを活用した情報発信体制の構築による市のイメージアップ			市長公室みとの魅力発信課 各部各課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
		(H24年度からの累計) 4,232,531回 【Google マイマップを活用した情報発信】 ※主要なマップ ・通行止め箇所（市道等） ・水戸の梅まつり駐車場案内・水戸美味店舗一覧 ・台風や集中豪雨時における冠水予想箇所 など				
	【新たな情報発信ツールの研究・試行】 R2年度 ■研究・試行（動画やSNSの傾向・属性分析、ライブ配信体制強化等） R3年度 ■研究・試行（動画やSNSの傾向・属性分析、ライブ配信体制強化等） R4年度 ■研究・試行（動画やSNSの傾向・属性分析、ライブ配信体制強化等） R5年度 ■研究・試行（動画やSNSの傾向・属性分析、ライブ配信体制強化等）	【情報発信ツールの研究】 R2年度 ・SNSのフォロワー数、データ分析 ・新たな情報発信ツールについて情報収集 R3年度 ・SNSのフォロワー数、データ分析 ・新たな情報発信ツールについて情報収集 R4年度 ・SNSのフォロワー数、データ分析 ・新たな情報発信ツールについて情報収集 ・市公式YouTubeチャンネルの収益化開始 R4年度収入 184,600円 R5年度 ・SNSのフォロワー数、データ分析 ・新たな情報発信ツールについて情報収集 ・市公式YouTubeチャンネルの収益化 R5年度収入 69,584円 【ライブ配信】 R2年度 市長定例記者会見3回	○SNSや動画などを活用した情報発信体制の構築による市のイメージアップ	【R4年度】 184,600円 【R5年度】 69,584円		

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
		(8/31, 11/30, 3/1) 臨時議会に係る市長記者会見4回 (5/8, 7/8, 10/12, 2/9) 新型コロナウイルス感染症に係る市長記者会見10回 (4/10, 4/12, 7/28, 7/30, 7/31, 8/3, 8/6, 8/7, 8/9) ※4/10は2回実施 R3年度 市長定例記者会見4回 (5/27, 8/30, 11/29, 2/28) 臨時議会に係る市長記者会見2回 (1/25, 1/27) 水戸偕楽園花火大会・水戸の梅まつりライブ配信（華風月×水戸偕楽園花火大会 Limited×水戸の梅まつり） (3/5) R4年度 市長定例記者会見4回 (5/30, 8/29, 11/28, 2/27) 臨時議会に係る市長記者会見1回 (11/2) 水戸市民会館記念事業基本方針に係る臨時記者会見 (10/26) 水戸偕楽園花火大会ライブ配信 (10/22) 水戸黄門漫遊マラソンライブ配信 (10/30) R5年度 市長定例記者会見4回 (5/30, 8/28, 11/27, 2/26) 水戸偕楽園花火大会ライブ配信 (7/29)				

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	【ニュースリリースの強化(H30年度掲載件数：671件)】 R2年度 ■700件 R3年度 ■730件 R4年度 ■750件 R5年度 □780件	H30年度 ・掲載件数 671件 ・ニュースリリース配信件数 840件 R元年度 ・掲載件数 466件 ・ニュースリリース配信件数 717件 R2年度 ・掲載件数 1,349件（うち、985件が新型コロナウイルス感染症関係） ・ニュースリリース配信件数 721件（うち、205件が新型コロナウイルス感染症関係） R3年度 ・掲載件数 1,806件（うち、1,245件が新型コロナウイルス感染症関係） ・ニュースリリース配信件数 983件（うち、392件が新型コロナウイルス感染症関係） R4年度 ・掲載件数 765件（うち、182件が新型コロナウイルス感染症関係） ・ニュースリリース配信件数 758件（うち、178件が新型コロナウイルス感染症関係） R5年度 ・掲載件数 623件（うち、13件が新型コロナウイルス感染症関係） ・ニュースリリース配信件数 668件（うち、8件が新型コロナウイルス感染症関係）	○メディアを介した効果的な情報発信		【一部実施の理由】 ・新型コロナウイルス感染症関係を除くニュースリリースの配信件数は増えているが、感染症流行前の水準に回復するには至らなかったため、目標に達することができなかった。	
	【情報発信に係る職員研修の拡充】 R2年度 □2回実施	R2年度 ・基本第1部課程「みとの魅力の発信について」（R2年4月） ・情報発信に係る全庁アンケート調査を	○みとの魅力及びその他の情報の発信の重要性についての職員意識の向上			

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	R3 年度 ■ 2 回実施 R4 年度 ■ 2 回実施 R5 年度 ■ 2 回実施	実施 (R3 年 1 月) R3 年度 ・基本第 1 部課程「みとの魅力の発信について」 (R3 年 4 月) ・市ホームページリニューアルに伴う研修 (R3 年 10 月, R4 年 1 月) R4 年度 ・基本第 1 部課程「みとの魅力の発信について」 (R4 年 4 月) ・市ホームページリニューアルに伴う研修 (R4 年 7 月) ・ニュースリリース研修 (R5 年 2 月) R5 年度 ・基本第 1 部課程「市の広報・広聴について」 (R5 年 5 月) ・市ホームページ研修会 (R5 年 6 月)				
4 オープンデータの公開の推進 実施						
【4 年間のまとめ】 オープンデータの公開の推進については、各種データのオープンデータ化や戦略的イノベーション創造プログラムへの参加による公的データの活用促進とともに、行政の透明性・信頼性の強化に努めたほか、産学官の連携による事業の活性化に向けて、地域課題の解決に効果的なツールや有効なデータ利活用等について、民間企業や大学等との連携事業を実施した。						
大学及び民間企業との連携事業の推進	【大学及び民間企業との連携事業の推進】 R2 年度 ■連携事業の推進 (連携事業 1 件以上) R3 年度 ■連携事業の推進 (連携事業 1 件以上) R4 年度 ■連携事業の推進 (連携事業 1 件以上)	○NEC 及び NEC ソリューションイノベータとの連携 R2 年度 1 件 R3 年度 1 件 「AI 技術を応用した共同研究」 ○茨城県産業技術短期大学校との連携 R2 年度 1 件 「IoT の実習に伴う実地調査」 R3 年度 2 件 「AI を利用した通行量調査の自動化への研究」	○産学官の連携による事業の活性化 ○行政事務における AI 活用に係る知見の蓄積 ○行政データの活用による課題解決の推進			市長公室デジタルイノベーション課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	R5 年度 ■連携事業の推進（連携事業1件以上）	「データを活用した通学路の安全確保に向けた研究」 R4 年度 1 件 「A I を利用した通行量調査の自動化への研究」（継続） R5 年度 1 件 「デジタル技術を活用した地域課題解決の研究」 ○株式会社アイネス及び日本老年学的評価研究機構（JAGES）との連携 R3～4 年度 1 件 「健康寿命の延伸に向けた行政データ分析・活用検討等の実証実験」				
オープンデータの公開の推進（H30 年度 268 件）	【オープンデータの公開の推進（H30 年度 268 件）】 R2 年度 ■オープンデータ数 320 件 R3 年度 ■オープンデータ数 340 件 R4 年度 ■オープンデータ数 360 件 R5 年度 ■オープンデータ数 380 件	○オープンデータ数 R2 年度 401 件 R3 年度 439 件 R4 年度 677 件 R5 年度 719 件 ○戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）への参加（公共データの提供）（R3 年度～）	○公共データの活用促進による民間サービスの活性化 ○行政の透明性及び信頼性の向上			市長公室デジタルイノベーション課
③ 市民意見の反映						
5 市民意見の反映						
一部実施						
【4年間のまとめ】 市民意見の反映については、市政運営への幅広い年齢層の意見の反映に向けて、市民懇談会や行政懇談会を実施したほか、実施手法の見直しを図った。また、市政への市民参画の拡充に向けて、公募委員の拡大を図った。						
広聴活動の拡充	【広聴活動の拡充】 R2 年度	○市民懇談会の実施 R2年度 1 回	○幅広い市民意見の聴取			市長公室みとの魅力発信課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	■推進（市民懇談会・行政懇談会の実施及び手法の改善） R3年度 ■推進（市民懇談会・行政懇談会の実施及び手法の改善） R4年度 ■推進（市民懇談会・行政懇談会の実施及び手法の改善） R5年度 ■推進（市民懇談会・行政懇談会の実施及び手法の改善）	5地区会合同での拡大版を実施 R3年度 4回 地区単独での実施 1回 複数地区合同での拡大版の実施 3回 R4年度 5回 地区単独での実施 1回 複数地区合同での拡大版の実施 4回 R5年度 6回 魁のまちづくり市民懇談会 6回 ○行政懇談会の実施 R2年度 1回 常磐大学生との懇談 R3年度 3回 茨城大学生，常磐大学生，専門職女性との懇談を各1回実施 R4年度 3回 ボランティア相談団体，大学生（茨城大・常磐大），高校生（常磐大高）との懇談を各1回実施 R5年度 3回 ボランティア相談団体，短期大学生（IT短大），高校生（常磐大高）との懇談を各1回実施	○各地区間の情報交換			
附属機関への市民参画の拡充	【公募委員の拡大】 R2年度 ■公募率 70% R3年度 □公募率 100%	○公募率 R2年度 82% （公募済機関数/公募対象機関数：18/22） R3年度 80% （公募済機関数/公募対象機関数：16/20） R4年度 95% （公募済機関数/公募対象機関数：20/21） R5年度 96% （公募済機関数/公募対象機関数：26/27）	○附属機関への市民参画の機会の拡充		【一部実施の理由】 ・公募による委員の選任について関係課に周知したが，100%に至らなかった。	総務部行政経営課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
④ 事務権限の拡大						
6 事務権限の拡大		一部実施				
【4年間のまとめ】 事務権限の拡大については、市民サービスの向上や行政機能の強化を図るため、毎年度茨城県事務処理特例条例による権限移譲について検討し、本プラン期間内に1件事務権限の拡大ができた。						
権限移譲の推進（事務権限の拡大）	【権限移譲の推進（事務権限の拡大）】 R2年度 ■推進 R3年度 □推進 R4年度 □推進 R5年度 □推進	○茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正に伴う事務権限の拡大 R2年度 1件 R3年度 0件 R4年度 0件 R5年度 0件	○事務権限の拡大による市民サービスの向上		【一部実施の理由】 ・茨城県からの権限移譲に関する意向調査を関係課に行ったが、検討等の回答にとどまったため。	総務部行政経営課 各部各課

(2) 市民との協働によるまちづくりの推進

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
			財政的效果			
⑤ 市民との協働事業の推進						
7 協働の体制づくり		一部実施				
【4年間のまとめ】 協働の体制づくりについては、協働のまちづくりに関する市民意向を調査するための市民アンケートを実施したほか、各種団体の意見・提案を聴取するため、地域円卓会議を開催した。また、協働事業推進体制の充実に向けて、職員研修を通じて、各課に配置した協働推進員のコーディネート能力や企画立案能力の向上に努めた。						
協働事業に係る 市民意向の聴取	【市民アンケートの実施】 R2年度 ■ 1回実施 R3年度 ■ 1回実施 R4年度 ■ 1回実施 R5年度 ■ 1回実施	○市民アンケートの実施 R2年度 1回 「協働のまちづくりに関するアンケート」 R3年度 1回 「協働のまちづくりに関するアンケート」 R4年度 1回 「協働のまちづくりに関するアンケート」 R5年度 1回 「協働のまちづくりに関するアンケート」 ○市民懇話会の開催 協働推進計画策定に向けた市民懇話会の実施（R5年度）	○次期開催予定の地域円卓会議のテーマや水戸市協働推進基本計画（第3次）の策定準備のための意見集約			市民協働部市民生活課
	【地域円卓会議の開催】 R2年度 □ 2回実施 R3年度 □ 2回実施 R4年度 □ 2回実施 R5年度 □ 2回実施	○地域円卓会議の開催 R2年度 中止 R3年度 1回（R4年2月） R4年度 実行委員会を2回実施 R5年度 1回（R6年2月）	○地域円卓会議の開催による地域の課題・問題の解決に向けた協働のまちづくり		【一部実施の理由】 ・地域円卓会議を主催するNPO法人において、準備に時間を要したため、令和5年度は1回しか開催されなかった。	

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
協働推進員制度の活用による職員の能力向上研修の推進	R2年度 ■ 2回実施 R3年度 □ 2回実施 R4年度 ■ 2回実施 R5年度 ■ 2回実施	○能力向上研修の実施 R2年度 2回 ・新任協働推進員研修会 (R2年9月) ・基本研修第2部課程 「協働のまちづくり」 (R2年11月) R3年度 1回 ・新任協働推進員研修会 (R3年8月) ・基本研修第2部課程 「協働のまちづくり」 (中止) R4年度 2回 ・基本研修第2部課程 「協働のまちづくり」 (R4年5月) ・協働推進員研修会 (R4年7月) R5年度 2回 ・基本研修第2部課程 「協働のまちづくり」 (R5年5月) ・協働推進員研修会 (R5年8月)	○庁内における協働事業推進体制の強化			市民協働部市民生活課
8 地域に関わる担い手の育成						
実施						
【4年間のまとめ】						
地域に関わる担い手の育成については、地域に関わる担い手育成研修会等を通して、地域コミュニティ活動やボランティア活動を担うことができる人材の育成に努めたほか、地域の将来像や課題をまとめた地域コミュニティプランに基づく活動を支援するため、茨城大学における地域コミュニティに係る講義やいきいき出前講座における職員派遣等を実施した。						
地域に関わる担い手の育成	【地域に関わる担い手の育成】 R2年度 □研修会 1回開催 R3年度 □研修会 1回開催 R4年度 ■研修会 1回開催 R5年度 ■研修会 1回開催	○地域に関わる担い手の育成（地域に関わる担い手育成研修会の開催等） ・地域リーダー研修会開催 R2年度 中止 R3年度 中止 R4年度 1回 R5年度 1回	○地域コミュニティプランの活動を推進できる人材の育成			市民協働部市民生活課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
プランの実現及び改定に係る研修会の開催及び職員による支援	【プランの実現及び改定に係る研修会の開催及び職員による支援】 R2年度 □研修会1回開催 ■職員派遣 R3年度 □研修会1回開催 ■職員派遣 R4年度 ■研修会1回開催 ■職員派遣 R5年度 ■研修会1回開催 ■職員派遣	○プランの実現に係る研修会の開催及び職員による支援 ・地域コミュニティプラン推進研修会開催 R2年度 中止 R3年度 中止 R4年度 1回 R5年度 1回 ○職員派遣 ・地域コミュニティに係る講義（茨城大学） R2年度 1回 R3年度 1回 R4年度 1回 R5年度 1回 ・いきいき出前講座における職員派遣 R4年度 1回 R5年度 2回	○地域におけるコミュニティプランの推進			市民協働部市民生活課
9 協働事業の充実 一部実施						
【4年間のまとめ】 協働事業の充実については、「水戸市版NPO法人、ボランティア団体ガイドブック」を作成・配布し、市内のボランティア団体・NPO情報を効果的に発信したほか、市民との協働のまちづくりに向けて、協働事業提案制度の活用など、連携・協働事業を推進した。また、市民活動団体の活動の活発化を図るため、市民活動情報Webサイトをリニューアルした。						
協働事業の推進	【ボランティア団体・NPO等との連携・協働事業の推進（H30年度：107件）】 R2年度 □115件 R3年度 □120件 R4年度 □125件 R5年度 □130件	○ボランティア団体・NPO等との連携・協働事業の推進 ・ボランティア団体・NPO等との連携・協働事業実施数 R2年度 実施件数 85件 R3年度 実施件数 90件 R4年度 実施件数 101件 R5年度 実施件数 106件 ○「水戸市版NPO法人、ボランティア団体ガイドブック」の作成、市民センターや市内中学校・高等学校在校生への	○全庁的な協働事業の推進 ○水戸市内のボランティア団体・NPO情報の効果的な発信 ○オンラインによる市民活動団体及び市民の交流の促進		【一部実施の理由】 ・R2年度の感染症流行時の実施件数の大幅な落ち込みを回復するには至らなかったため。	市民協働部市民生活課 各部各課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
		配布 (R3 年 2 月) ○こみっとフェスティバルの開催 R2 年度 オンライン開催 R3 年度 会場において展示と動画放映による開催 R4 年度 対面による開催 R5 年度 対面による開催				
	(そのうち協働事業提案制度) R2 年度 ■年間 8 件 R3 年度 □年間 8 件 R4 年度 □年間 8 件 R5 年度 □年間 8 件	○協働事業提案制度の活用 R2 年度 提案件数 8 件 ・行政課題提示型協働事業 提案件数 1 件 (うち, 実施件数 1 件) ・自由提案型協働事業 提案件数 7 件 (うち, 実施件数 4 件) (うち, 未実施件数 3 件) R3 年度 提案件数 7 件 ・行政課題提示型協働事業 提案件数 1 件 (うち, 未実施件数 1 件) ・自由提案型協働事業 提案件数 6 件 (うち, 実施件数 4 件) (うち, 未実施件数 1 件) (うち, 不採択件数 1 件) R4 年度 提案件数 5 件 ・自由提案型協働事業 提案件数 5 件 (うち, 実施件数 5 件) R5 年度 提案件数 6 件 ・行政課題提示型協働事業 提案件数 1 件 (うち, 実施件数 1 件)	○市民との協働のまちづくりの推進		【一部実施の理由】 ・協働事業提案の事前相談はあったが, 事業内容の精査, 検討が必要であり, 本事業提案制度の申込には至らない事業が複数件あったため。	

実施項目	期間内における年度計画	実施状況	実施における効果		備 考	担当課
		(令和 6 年 3 月 31 日現在)		財政的効果		
		・自由提案型協働事業 提案件数 5 件 (うち、実施件数 5 件)				
市 民 活 動 情 報 Web サイト登録 団体数 (H30 年 度 : 68 団体)	【市民活動情報Webサイト登録 団体数 (H30 年度 : 68 団体)】 R2 年度 ■100 団体 R3 年度 ■105 団体 R4 年度 ■110 団体 R5 年度 □115 団体	○市民活動情報 Web サイトの運営 ・Web サイト登録団体数 (累計) R2 年度 100 団体 R3 年度 110 団体 R4 年度 112 団体 R5 年度 20 団体	○市民活動団体の活 動情報の提供及び 交流の促進		【一部実施の理由】 ・R5 年 8 月に市民活 動情報 Web サイト をリニューアルし た。既に登録のあ った団体も再登録 の手続が必要など ころ、手続をした 団体が少なかった ため。	市民協働部市民生 活課

(3) 柔軟な行政運営体制の構築

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
			財政的效果			
⑥ 組織、職員定数及び施設の適正管理						
10 組織・機構の適正管理		実施				
【4年間のまとめ】 組織・機構の適正管理については、市民に分かりやすい、簡素で機能的な組織・機構の構築と中核市移行や各種施策の確実な推進に向けて、行政組織の見直しを実施した。また、臨時的な業務増への対応を図るため、部を超えた職員の応援体制をとれるよう、ルールの明確化を行った。						
組織・機構の適正管理	【組織・機構の適正管理】 R2年度 ■簡素で効率的な組織・機構の編成 R3年度 ■簡素で効率的な組織・機構の編成 R4年度 ■簡素で効率的な組織・機構の編成 R5年度 ■簡素で効率的な組織・機構の編成	○令和2年度組織・機構の編成の実施（R2年4月） 令和元年度比 1部増1課増4係増2施設減 【主な改正内容】 ・中核市移行に伴い、保健医療部、保健所、廃棄物対策課、福祉指導課等を設置 ・農業技術センター及び農政課内原農政係の廃止並びに農産振興課の設置 ○令和3年度組織・機構の編成の実施（R3年4月） 令和2年度比 1課減1係減1施設増 【主な改正内容】 ・新ごみ処理施設整備課の廃止 ・保健予防課新型コロナワクチン事業室及び感染症対策係の設置 ・子ども発達支援センター分室の設置 ○令和4年度組織・機構の編成の実施（R4年4月） 令和3年度比 1部増1係増4施設減 【主な改正内容】	○市民に分かりやすく、簡素で機能的な執行体制の構築 ○各種施策の確実な推進		○令和6年度組織・機構の編成の実施（R6年4月） 令和5年度比 2課減1室減1係減2施設減 【主な改正内容】 ・新市民会館整備課及び泉町周辺地区開発事務所の廃止 ・文化交流課の文化交流係を文化係、交流係に再編 ・衛生事業課に新斎場準備係を設置 ・こども政策課企画・給付係をこども政策係、こども給付係に再編 ・保健衛生課動物愛護センターに愛護係を設置	総務部行政経営課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
		・こども部の設置 ・デジタルイノベーション課の設置 ・保健総務課医事薬事室医事薬事係の設置 ○令和5年度組織・機構の編成の実施（R5年4月） 令和4年度比 4係増 【主な改正内容】 ・集落排水課の廃止及び下水道計画課の設置 ・保健総務課地域医療対策室に地域医療対策係を設置 ・保健予防課感染症対策係を感染症政策係，感染症対策事業係，新型コロナ対策係に再編 ・保健予防課新型コロナワクチン事業室の事業係を管理係，企画係，記録・広報係に再編				
	【部間応援の実施】 R2年度 ■ルールの整理	○「部を超えた職員の臨時派遣制度について」を策定し，各課に周知（R3年3月）	○部を超えた応援体制の確立			
11 職員定数の適正管理		実施				
【4年間のまとめ】 職員定数の適正管理については，効率的な執行体制の確保と人件費の抑制に向けて，中核市への移行や新型コロナウイルス感染症対策等の対応のために必要な増員を図る一方，国民体育大会の終了など，事業の進捗に合わせた減員や民間活力の活用等により，定数の適正管理に努めた。また，技能労務のあり方について，安定した業務運営を確保するための方針決定を行った。						
職員定数の適正管理	【職員定数の適正管理】 R2年度 ■適正管理 R3年度 ■適正管理	○職員定数の適正管理（R2年度） 正職員 13人減 【主な増要因】（+64人） ・中核市への移行	○職員定数の適正管理 財政的效果の算出	【R2年度】 14,107千円の支出増 【R3年度】 9,499千円の	○職員定数の適正管理（R6年度） 正職員 43人減 【主な増要因】（+28人） ・低所得者向け給付金事	総務部行政経営課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	R4 年度 ■適正管理 R5 年度 ■適正管理	・国勢調査事務の強化 【主な減要因】 (-77 人) ・国民体育大会の終了 ・ごみ収集業務の民間委託化 ・学校給食調理業務の民間委託化 (R3 年度) 正職員 12 人減 【主な増要因】 (+34 人) ・新型コロナウイルス感染症対策 ・新市民会館準備事務への対応 【主な減要因】 (-46 人) ・国勢調査事務の終了 ・新ごみ処理施設整備事務の進捗 ・学校給食調理業務の民間委託化 (R4 年度) 正職員 6 人増 【主な増要因】 (+36 人) ・新型コロナウイルス感染症対策 ・新市民会館開館準備事務の強化 【主な減要因】 (-30 人) ・学校給食調理業務の民間委託化 ・幼稚園の廃止 (R5 年度) 正職員 4 人増 【主な増要因】 (+27 人) ・新型コロナウイルス感染症対策 ・G 7 関連事業への対応 【主な減要因】 (-23 人) ・新市民会館整備事務の進捗 ・学校給食調理業務の民間委託化		支出増 【R4 年度】 103, 039 千円 の支出増 【R5 年度】 61, 004 千円 の支出増	務への対応 ・こども・子育て支援施策 【主な減要因】 (-71 人) ・新型コロナウイルス感染症対策 ・新市民会館整備事務の進捗 ・学校給食調理業務の民間委託化	
技能労務のあり方の検討	【技能労務のあり方の検討】 R2 年度 ■検討	○技能労務所管課に対して、技能労務のあり方の検討に係る現状調査を実施 (R3 年 2 月～)	○技能労務のあり方の検討に向けた現状把握			総務部行政経営課 各部各課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	R3 年度 ■検討 R4 年度 ■検討 R5 年度 ■検討	○「技能労務の今後のあり方に関する方針」を決定（R5 年 8 月行政改革推進本部）				
12 公共施設等の適正管理						
一部実施						
【4年間のまとめ】						
公共施設等総合管理計画の全体計画に基づき、各施設について更新、統廃合、長寿命化などの方向性を定めた個別計画の策定及び各個別計画に基づく取組を推進した。福祉施設については、民間との競合状況や公施設としての役割等を踏まえつつ検討を進めてきており、引き続きあり方について検討を進める。また、保育所・幼稚園の適正規模・適正配置による効率的な施設運営に向け、保育所については、幼保連携型認定こども園への移行を行うとともに、幼稚園については、廃止及び幼稚園型認定こども園へ移行した。						
個別計画策定及び推進	【個別計画策定及び推進】 R2 年度 ■策定・推進 R3 年度 ■策定・推進 R4 年度 □策定・推進 R5 年度 ■策定・推進	○個別計画の策定(R2 年度) ・水戸市本庁舎等個別施設計画（策定） ・水戸市体育施設長寿命化計画（策定） ・水戸市消防施設総合管理計画（策定） ・水戸市学校施設長寿命化計画（幼稚園及び認定こども園編）（策定） ・水戸市総合教育研究所施設長寿命化計画（策定） ・水戸市公共下水道ストックマネジメント計画（策定） ○個別計画の策定(R3 年度) ・水戸市斎場長寿命化計画（策定） ・水戸市少年自然の家施設長寿命化計画（策定） ・水戸市埋蔵文化財センター施設長寿命化計画（策定） ・水戸市内原郷土史義勇軍資料館施設長寿命化計画（策定）	○公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進			総務部財産活用課 各施設所管課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
		・水戸市図書館施設長寿命化計画(策定) ○個別計画の策定(R5年度) ・水戸市いきいき交流センター総合管理計画(策定)				
福祉施設のあり方の検討	【福祉施設のあり方の検討】 R2年度 ■検討 R3年度 ■検討 R4年度 □方針決定 R5年度 □推進	○関係課等による打合せを行い、課題等の検討を実施(R2年度) ○関係課等による打合せを行い、方向性等の検討を実施(R3年度～)	○課題の整理 ○方向性の整理		【一部実施の理由】 ・一部の施設において、より慎重な検討が必要であったため。	福祉部福祉総務課 各施設所管課
保育所・幼稚園の適正規模・適正配置方針に基づく施策の推進	【保育所・幼稚園の適正規模・適正配置方針に基づく施策の推進】 R2年度 ■施策の推進(幼稚園：2園廃止，幼保連携型認定こども園へ移行(2園)) R3年度 □施策の推進(幼稚園：5園廃止，幼稚園型認定こども園へ移行(1園)) R4年度 ■施策の推進(幼稚園：幼稚園型認定こども園へ移行(2園)，3年保育へ移行(2園)) R5年度 ■施策の推進	○常澄保育所，稲荷第一幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行し，常澄認定こども園を設置(R2年4月) ○内原保育所，内原幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行し，内原認定こども園を設置(R2年4月) ○飯富幼稚園及び稲荷第二幼稚園を廃止(R3年3月) ○石川幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行し，石川認定こども園を設置(R3年4月) ○城東幼稚園，千波幼稚園，梅が丘幼稚園，妻里幼稚園を廃止(R4年3月) ○浜田幼稚園，常磐幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行し，浜田認定こども園，常磐認定こども園を設置(R4年4月)	○集団保育による学びの確保 ○人的・物的資源の効果的な活用			こども部幼児保育課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況	実施における効果		備 考	担当課
		(令和6年3月31日現在)		財政的效果		
		○緑岡幼稚園、酒門幼稚園を3年保育へ移行（R4年4月） ○見川幼稚園及び吉田が丘幼稚園を廃止（R6年3月）				
⑦ 事務事業の見直し						
13 事務事業の見直し		実施				
【4年間のまとめ】 事務事業の見直しについては、職員の改革・改善意識の向上に向けて、事務改善に係る職員提案制度の活用を行ったほか、効率的な事務処理の推進を図るため、電子決裁の導入や民間ノウハウを活用した業務内容調査を実施した。また、農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用した。						
事務改善に係る職員提案制度の活用	【事務改善に係る職員提案制度の活用】 R2年度 □提案者 10人 R3年度 ■提案者 10人 R4年度 ■提案者 10人 R5年度 ■提案者 10人	○令和2年度の職員提案募集の見送り ○事務改善に係る職員提案 R3年度 提案者 21人 R4年度 提案者 15人 ○行政経営改革プラン策定に向けた職員提案（実施項目案） R5年度 提案者 15人	○行政改革に関する情報の共有化及び意識の啓発			総務部行政経営課
民間ノウハウを活用した事務事業の検証	【民間ノウハウを活用した事務事業の検証】 R2年度 ■検討 R3年度 ■検討 R4年度 ■検討 前倒し達成	○事務の見える化について民間ノウハウを活用した実証実験を実施（R2年7月～9月） ○事務の効率化に向けて、民間ノウハウを活用した業務内容調査を実施（R3年度～R4年度）	○効率的な事務処理の推進			総務部行政経営課 各部各課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
電子決裁の導入の検討	【電子決裁の導入の検討】 R2年度 ■検討	○各部・課を対象に電子決裁導入に関する調査の実施（R2年度） ○電子決裁に関する導入方針及び導入した際の運用方法について検討（R2年度～） ○機器の仕様を作成するとともに、調達事務を開始（R3年度） ○文書システム更新時に電子決裁を導入（R4年度）	○効率的な事務処理の推進			総務部総務法制課
農業集落排水事業の公営企業化	【農業集落排水事業の公営企業化】 R2年度 ■準備 R3年度 ■準備 R4年度 ■準備 R5年度 ■準備	○公営企業化に向けた基本方針の決定（R2年度） ○農業集落排水事業の固定資産の整理（R2年度～） ○下水道事業との組織統合に向けた準備（R2年度～） ○下水道部に集落排水課を設置（R3年度） ○農業集落排水事業の地方公営企業法の全部適用準備の完了（R4年度） ○農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用（R5年度）	○経営成績や財政状態のより正確な把握が可能な公営企業会計の採用			下水道部下水道総務課
14 ICTの活用						
一部実施						
【4年間のまとめ】 ICTの活用について、個人番号カードの交付率向上に努めるとともに、個人番号カード利用による市民サービスに関し、健康保険証利用の設定支援や公金受取口座の登録支援を行った。ITガバナンスの強化については、現行システムの仕様調査や関係課向けの勉強会など標準システムの導入に向けて取組を推進した。また、AI議事録システムの導入やRPAの導入・対象業務の拡大を行うことにより、職員負担の軽減を図ったほか、情報セキュリティ向上のための対策を実施した。						
行政手続のデジタル化	【個人番号カードの交付率向上（H30年度：12.4%）】 R2年度 ■17.5%	○R2年度交付率 27.8% （R3年3月31日現在） ○R3年度交付率 44.2% （R4年3月31日現在）	○マイナンバーカードを利用したコンビニ交付の利用率の向上による窓口		○マイキーID設定支援窓口の利用者数 累計58,392人 （R5年9月30日現在）	市長公室デジタルイノベーション課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	R3 年度 ☒ 20% R4 年度 ☒ 22.5% R5 年度 ☒ 25%	☐ R4 年度交付率 65.8% (R5 年 3 月 31 日現在) ☐ R5 年度交付率 78.7% (R6 年 3 月 31 日現在)	業務の軽減, 市民の 利便性向上 ☐ 申請手続のオンラ イン化に向けた取 組の推進			
	【個人番号カード利用サービス追 加】 R2 年度 ☒ 検討・追加 R3 年度 ☒ 検討・追加 R4 年度 ☒ 検討・追加 R5 年度 ☒ 検討・追加	☐ 個人番号カードを活用した特別定 額給付金給付におけるオンライン 申請受付の実施 (R2 年 5 月 1 日か ら 8 月 31 日まで) ☐ マイナンバーカード交付時のチラ シの配布による, 各種証明書コンビ ニ交付の利用促進 (R2 年度～) ☐ マイナポイントの設定支援 (R2 年 7 月～R5 年 9 月) ☐ マイナンバーカードの健康保険証利 用の設定支援 (R3 年 1 月～) ☐ マイナンバーカードの公金受取口座 の登録支援 (R4 年 6 月～)	☐ 個人番号カードを 活用したオンライ ン申請受付による 受付事務の効率化 及び市民の利便性 向上 ☐ マイナポイント制 度の設定支援によ るキャッシュレス 化の推進		☐ 各種証明書のコンビ ニ交付件数 (令和 5 年度) 住民票の写し : 26,164 件 印鑑登録証明書 : 22,867 件 課税証明書 : 3,220 件	
I T ガバナンス の強化	【 I T ガバナンスの強化】 R2 年度 ☒ 全体最適化の推進 (基幹系シス テム標準化に向けての調査・検 討) R3 年度 ☒ 全体最適化の推進 (基幹系シス テム標準化に向けての調査・検 討) R4 年度 ☒ 全体最適化の推進 (基幹系シス テム標準化に向けての調査・検 討) R5 年度 ☐ 全体最適化の推進 (標準システ ムの導入)	☐ 現行システム仕様調査 (住基・税) の実施 (R2 年 12 月) ☐ 担当課向け標準化システム勉強会 の実施 (R3 年 6 月) ☐ 標準化システム関係課会議の開催 (R5 年 3 月) ☐ 文字同定作業 (R5 年 10 月～)	☐ 統一仕様による自 治体独自のカスタ マイズの抑制及び 費用削減に向けた 取組の推進 ☐ 電子申請等外部シ ステムとの連携の 円滑化による市民 サービス向上にむ けた取組の推進		【一部実施の理由】 ☒ 令和 5 年度中に行うべ き標準化に係る事業は 完了した。国が示して いる期限である令和 7 年度末までに標準シス テムを導入する。	市長公室デジタルイ ノベーション課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
A I 活用可能な業務の検討やR P A 導入	【A I 活用可能な業務の検討やR P A 導入】 R2 年度 ■効果検証・推進（5業務にR P A 導入） R3 年度 ■効果検証・推進（5業務にR P A 導入） R4 年度 ■効果検証・推進（5業務にR P A 導入） R5 年度 ■効果検証・推進（5業務にR P A 導入）	○R P A の導入 R2 年度 18 業務 R3 年度 17 業務 R4 年度 11 業務 R5 年度 16 業務 (R2 年度からの累計) 62 業務 ○A I 議事録システムの導入 (R2 年 12 月) ○A I 技術を応用した共同研究 (N E C 及び N E C ソリューションパートナーとの連携) (R3 年度) 【再掲】	○R P A を用いた定型作業の自動化による職員負担の軽減 R2 年度 2,041 時間 R3 年度 3,054 時間 R4 年度 2,038 時間 R5 年度 2,156 時間 ○議事録作成における A I の活用による職員負担の軽減 R2 年度 93.6 時間 R3 年度 192.0 時間 R4 年度 223.2 時間 R5 年度 259.2 時間 ○行政事務への A I 利用に係る知見の蓄積 【再掲】			市長公室デジタルイノベーション課
情報セキュリティ対策（監査）の推進	【情報セキュリティ対策（監査）の推進】 R2 年度 ■自己点検，監査の実施 R3 年度 ■自己点検，監査の実施 R4 年度 ■自己点検，監査の実施 R5 年度 ■自己点検，監査の実施	○特定個人情報の取扱いに係る監査の実施 R3 年 3 月 （生活福祉課，国保年金課，介護保険課） R3 年 12 月 （資産税課，障害福祉課，住宅政策課） R4 年 9 月，10 月 （高齢福祉課，幼児保育課，地域保健課） R6 年 1 月，2 月 （生活福祉課，子育て支援課，保健予防課） ○全職員を対象とした情報セキュリ	○職員の情報セキュリティ意識の向上 ○行政に対する信頼性の向上			市長公室デジタルイノベーション課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況	実施における効果		備 考	担当課
		(令和6年3月31日現在)		財政的效果		
		ティ対策の評価（自己点検）の実施（R2年12月，R4年1月，R5年1月，R6年1月） ○標的型攻撃メール対応訓練の実施（R3年3月，R4年3月，R5年2月，R6年3月）				
キャッシュレス決済の導入（再掲）	【キャッシュレス決済の導入（再掲）】 R2年度 ■導入・推進 R3年度 ■推進（利用状況の把握・サービス拡大の検討） R4年度 ■推進（利用状況の把握・サービス拡大の検討） R5年度 ■推進（利用状況の把握・サービス拡大の検討）	○キャッシュレス決済の導入 ・市民課窓口（R2年10月） ・休日夜間緊急診療所（R3年3月） ○キャッシュレス決済利用率 ・市民課窓口 R2年度 5.0% R3年度 5.3% R4年度 5.1% R5年度 6.7% ・休日夜間緊急診療所 R2年度 3.4% R3年度 5.9% R4年度 5.2% R5年度 7.8%	○窓口での手数料等の支払の利便性の向上			総務部行政経営課 窓口関係所管課
15 一部事務組合のあり方の検討						
		実施				
【4年間のまとめ】 一部事務組合のあり方の検討については、構成市町の区域や社会経済情勢の変化等を踏まえ、各団体の将来のあり方について検討を行い、水戸地方農業共済事務組合について、茨城県内の4組合等の合併にあわせ当該事務組合を解散した。						
大洗、鉾田、水戸環境組合（し尿）	【大洗、鉾田、水戸環境組合（し尿）】 R2年度 ■検討 R3年度 ■検討 R4年度 ■検討 R5年度 ■検討	○構成市町のし尿等処理に係る課題や一部事務組合のあり方に関する協議及び検討（R2年度～） ○本市におけるし尿処理の基本的な考え方を決定（R5年4月）	○課題、問題点の整理 ○構成市町の状況の把握		○し尿処理の基本的な考え方 「将来的に、市全域を一つの処理区域とし、合併による地域差の解消を図るとともに、長期・継続的かつ効率的なし尿処理体制の確立を目指す。」	生活環境部衛生事業課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
茨城地方広域環境事務組合	【茨城地方広域環境事務組合】 R2 年度 ■ 検討 R3 年度 ■ 検討 R4 年度 ■ 検討 R5 年度 ■ 検討	○ 構成市町のし尿等処理に係る課題や一部事務組合のあり方に関する協議及び検討（R2 年度～） ○ 本市におけるし尿処理の基本的な考え方を決定（R5 年 4 月）	○ 課題，問題点の整理 ○ 構成市町の状況の把握		○ し尿処理の基本的な考え方 「将来的に，市全域を一つの処理区域とし，合併による地域差の解消を図るとともに，長期・継続的かつ効率的なし尿処理体制の確立を目指す。」	生活環境部衛生事業課
笠間地方広域事務組合	【笠間地方広域事務組合】 R2 年度 ■ 検討 R3 年度 ■ 検討 R4 年度 ■ 検討 R5 年度 ■ 検討	○ 将来の一部事務組合による火葬業務のあり方に関する検討（R2 年度～）	○ 課題，問題点の整理 ○ 構成市町の状況の把握		・ 新斎場（下入野斎場）や現斎場（堀斎場）の稼働状況を踏まえた上で一部事務組合との関わり方について決定する。	生活環境部衛生事業課
水戸地方農業共済事務組合	【水戸地方農業共済事務組合】 R2 年度 ▲ 統合スケジュールの明確化 R3 年度 ■ 推進 前倒し達成	○ 令和元年 7 月，水戸地方農業共済事務組合，県央南農業共済組合，茨城北農業共済事務組合，茨城県みなみ農業共済組合，鹿行農業共済組合により「茨城県農業共済 5 組合等合併推進協議会」設立，令和 3 年 4 月 1 日の新組合設立に向け合併協議を再開 ○ 令和 2 年 2 月以降，コロナ禍により協議が中断 ○ 令和 2 年 6 月協議再開。鹿行農業共済組合が協議会脱退を表明したため，4 組合等により合併方針等を再検討	○ 課題，問題点の整理 ○ 農業共済事業の運営基盤の強化・事務の効率化			産業経済部農政課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況	実施における効果		備 考	担当課
		(令和6年3月31日現在)		財政的效果		
		○令和3年5月，茨城県農業共済4組合等合併推進協議会の開催，統合スケジュールの明確化 ○令和3年8月，4組合による合併予備契約の調印 ○令和3年12月，事務組合の解散，財産処分について市議会の承認議決 ○令和4年3月，県より合併認可 ○令和4年3月，水戸地方農業共済事務組合の解散				
⑧ 民間活力活用の推進						
16 事務事業の民間活力活用の推進		実施				
【4年間のまとめ】 事務事業の民間活力活用の推進については，民間の能力等を活用したサービスの維持・向上及び経費の削減に向けて，学校給食調理業務や放課後学級運営業務，ごみ収集業務の委託の拡大や，市営住宅家賃等使用料における退去滞納者の未収金回収業務の委託を実施した。また，道路維持補修業務について，委託の拡大を決定した。						
民間活力の活用	【窓口業務】 R2年度 ■検討 R3年度 ■検討 R4年度 ■検討 R5年度 ■検討	○他市民間活力事例の調査・研究（R2年度～R5年度） ○マイナンバーカード申請に係る業務の一部を委託（R4年度～R5年度） ○市民課窓口業務における民間活力の活用について検討した結果，導入しないことと決定（R5年度）	○民間活力導入に係る課題の整理 ○週休日の市内大型商業施設における申請業務の委託実施による申請者数の増加と，事務従事者確保等の課題検証			総務部市民課
	【ごみ収集業務】 R2年度 ■推進 R3年度 ■推進 R4年度	○水戸地区の燃えるごみ・燃えないごみ収集運搬業務の一部を委託（R2年度～） ○水戸市ごみ収集運搬業務委託関係者連絡会議の設置，開催（R5年度3回実施）	○定数の削減 【R2年度】 職員5人減 臨時職員21人減	【R2年度】 44,770千円の支出増		生活環境部清掃事務所

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	■推進 R5年度 ■推進					
	【道路維持補修業務】 R2年度 ■委託業務の検討 R3年度 ■委託業務の検討 R4年度 ■委託業務の検討 R5年度 ■委託業務の決定	○舗装補修業務の一部委託に伴い、一部委託化運用状況の検証の実施（R2年度） ○道路維持補修業務の一部委託化の検証の実施（R3年度～） ○道路維持補修業務委託の拡大を決定（R5年度）	○道路維持補修業務委託化の拡大に向けた検証の推進			建設部土木補修事務所
	【学校給食調理業務】 R2年度 ■推進 R3年度 ■推進 R4年度 ■推進 R5年度 ■推進	○学校給食調理業務の委託化 R2年度 ・小学校2校 （吉田小学校、梅が丘小学校） R3年度 ・小学校2校 （寿小学校、石川小学校） R4年度 ・小学校3校 （新荘小学校、稲荷第二小学校、鯉淵小学校） R5年度 ・小学校4校 （酒門小学校、河和田小学校、上中妻小学校、妻里小学校）	○運営経費の縮減 ○定数の削減 R2年度 職員3人減 会計年度任用職員3人減 R3年度 職員4人減 会計年度任用職員5人減 R4年度 職員6人減 会計年度任用職員7人減 R5年度 職員8人減 会計年度任用職員6人減	【R2年度】 13,496千円 【R3年度】 4,180千円 【R4年度】 20,950千円 【R5年度】 16,690千円		教育部学校保健給食課
	【開放学級事業】 R2年度 ■推進（13校） R3年度	○開放学級運営業務の委託 R2年度 13校 R3年度 33校（全校）	○支援員の安定的な確保が可能となり、待機児童が解消			こども部こども政策課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	■推進 (33校 (全校)) 前倒し達成					
	【債権回収業務】 R2年度 ■検討 R3年度 ■検討 前倒し達成	○市営住宅家賃等使用料における退去滞納者の未収金回収業務を弁護士法人へ委託する方針を決定 (R2年度) ○市営住宅家賃等使用料における退去滞納者の未収金回収業務を弁護士法人へ委託 R3 委託未収金額 9,157,000 円 回収金額 4,312,600 円 納付誓約取付件数 9 件/12 件 R5 委託未収金額 31,365,500 円 回収金額 425,700 円 納付誓約取付件数 16 件/27 件	○市営住宅家賃等収納率の向上に向けた取組の推進			都市計画部住宅政策課 各部各課
17 公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進 一部実施						
【4年間のまとめ】 公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進については、民間の能力等を活用したサービスの維持・向上及び管理運営費の削減のため、植物公園及び市民会館へ指定管理者制度を導入するとともに、他施設においても導入に関する検討を進めた。また、指定管理者制度導入施設の管理運営の一層の適正化に向けて、評価手法の見直しを行った。						
民間活力活用の検討を図る施設名	【市民センター】 R2年度 ■検討 R3年度 □方針の決定 R4年度 □推進 R5年度 □推進	○市民センターのあり方に係る方針の決定に向けた検討 (R2年度～)	○運営手法の検討の推進		【一部実施の理由】 ・市民センターは、公民館機能だけでなく、証明書発行や収納業務のほか、地域コミュニティの支援や避難所機能等も有した多機能な施設であり、民間活力活用の類似事例がなく、検討に時間を要しているため。	市民協働部市民生活課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
					○コミュニティ推進計画(第4次)において当面直営の方針決定(R6年6月)	
	【森林公園】 R2 年度 ■検討 R3 年度 ■検討 R4 年度 ■検討 R5 年度 □方針の決定	○指定管理者制度の導入に向け、森林公園再整備プログラムに基づくハード整備の検討(R2年度～) ○自然環境活用センター集会室の民間事業者への貸出しに向けた課題の検討(R2年度) ○自然環境活用センター集会室の民間事業者への貸出しの決定(R3年度) ○公園敷地の一部の民間事業者への貸出しに関する課題の検討(R4年度～) ○自然環境活用センター集会室の民間事業者の使用開始(R5年度)	○課題、問題点の整理		【一部実施の理由】 ・指定管理者制度については、公園内の森林に広がるナラ枯れ被害の対応や、施設の老朽化による破損箇所の修繕等の課題があり、検討に時間を要しているため。	産業経済部農政課
	【植物公園】 R2 年度 ■方針の決定 R3 年度 ■推進 前倒し達成	○指定管理者制度を令和3年度から導入することを決定(R2年7月) ○令和3年4月1日から指定管理者による管理の開始(一般財団法人水戸市公園協会)	○民間の創意工夫による市民サービスの維持・向上及び管理運営経費の削減			都市計画部公園緑地課
	【保育所】 R2 年度 ■検討 R3 年度 ■検討 R4 年度 ■検討 R5 年度 ■検討	○保育所の民間委託、民間移譲等について、他市の事例の調査研究を実施(R2年度～)	○民間活力活用に係る課題の整理			こども部幼児保育課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	【幼稚園】 R2 年度 ■ 検討 R3 年度 ■ 検討 R4 年度 ■ 検討 R5 年度 ■ 検討	○「水戸市立幼稚園の再編方針」に基づき廃止する幼稚園の民間移譲について、他市の事例の調査研究を実施（R2 年度～）	○民間活力活用に係る課題の整理			こども部幼児保育課
新市民会館の指定管理者制度導入	【新市民会館の指定管理者制度導入】 R2 年度 ■ 推進 R3 年度 ■ 指定管理者制度導入（準備行為） R4 年度 ■ 開館準備 R5 年度 ■ 施設運営開始	○指定管理料の検討（R2 年度） ・市議会特別委員会において、運営に係る市の負担額、指定管理料の上限額等を報告 ○指定管理者の公募・選定（R3 年度） ・令和3年6月30日から同年8月27日までの期間で指定管理者の公募を行い、応募のあった5者について一次審査及び二次審査を行い、株式会社コンベンションリンケージを指定管理者の候補者に決定 ○指定管理者の指定の議決（R3 年度） ・令和3年第4回水戸市議会定例会において、株式会社コンベンションリンケージを水戸市民会館の指定管理者として議決 ○指定管理者による管理を開始（R4 年度～） ・令和4年4月1日から指定管理者による管理を開始 ・令和5年7月2日から運営開始	○市民サービスの向上及び経費の縮減に向けた取組の推進			市民協働部文化交流課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的効果		
指定管理者制度導入施設の評価手法の見直し	【指定管理者制度導入施設の評価手法の見直し】 R2 年度 ■検討 R3 年度 ▲方針の決定 R4 年度 ■見直しに基づく新たな評価の実施 R5 年度 ■見直しに基づく新たな評価の実施	○他市事例の調査 (R2 年度) ○評価手法の見直しに伴う新たな指針等の策定に向けた検討 (R3 年度) ○評価手法の見直しに伴う新たな指針等の策定 (R4 年 6 月) ○新たな評価の実施 R4 年度 試行 R5 年度 実施	○指定管理者制度導入施設の運営に係る評価手法の見直しに向けた課題の整理 ○施設の管理運営の適正化			総務部行政経営課

(4) 未来へ向けた財政基盤の構築

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
			財政的效果			
⑨ 的確な財政分析						
18 財政状況の分析と公表		実施				
【4年間のまとめ】 財政状況の分析と公表については、持続可能な財政運営及び財政運営に対する透明性の確保に向けて、毎年度「水戸市財政の現状」の作成・公表を行った。						
「水戸市財政の現状」の作成・公表	【「水戸市財政の現状」の作成・公表】 R2年度 ■作成・公表 R3年度 ■作成・公表 R4年度 ■作成・公表 R5年度 ■作成・公表	○毎年度決算を基に「水戸市財政の現状」を作成し、市ホームページで公表 ・R2年度実施分 R元年度決算分（R2年11月） ・R3年度実施分 R2年度決算分（R3年12月） ・R4年度実施分 R3年度決算分（R4年12月） ・R5年度実施分 R4年度決算分（R5年11月）	○持続可能な財政運営に向けた的確な財政状況の把握 ○財政運営に対する透明性の確保及び市民の理解の向上			財務部財政課
19 中長期的視点に基づく財政運営		実施				
【4年間のまとめ】 中長期的視点に基づく財政運営については、財政規律の堅持と将来にわたる安定的な財政運営の確保に向けて、令和3年度まで、毎年度「みと財政安心ビジョン」の改定・公表を行った。また、令和5年度には、4大プロジェクト完了後の新たな財政運営の指針として「みと未来財政プラン」の策定・公表を行った。						
みと財政安心ビジョンの改定・公表	【みと財政安心ビジョンの改定・公表】 R2年度 ■改定・公表 R3年度 ■改定・公表 R4年度 □改定・公表	○「みと財政安心ビジョン」を毎年度改定し、市ホームページで公表 ・R2年度 4大プロジェクトの財政計画のみ公表 ・R3年度 R3年度予算を踏まえR3年5月に改定・公表	○財政規律の堅持と将来にわたり持続可能な財政運営の推進 ○財政運営に対する透明性の確保及び市民の理解の向上		○R2年度 新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済情勢や市税収入の見通しが不透明であるため、中長期の財政見通しの改定は行わず、4大プロジェク	財務部財政課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	R5 年度 ■改定・公表	・ R5 年度 「みと未来財政プラン」を R5 年 9 月に策定・公表			トの財政計画のみ公表した。 ○R4 年度 「みと財政安心ビジョン」の改定は行わず、4 大プロジェクト完了後における財政運営の指針として、新たに「みと未来財政プラン」の策定に着手した。	
⑩ 歳出の合理化						
20 給与の適正化		実施				
【4年間のまとめ】 給与の適正化については、市民に理解される適正な給与水準の実現及び勤務成績に対応した給与制度の確立に向けて、国の人事院勧告を踏まえた給与改定を実施したほか、全職員を対象とした人事評価を実施し、人事評価結果の給与等への反映を行った。						
給与の適正化	【給与の適正化】 R2 年度 ■適正化の推進（人事院勧告に準拠した給与の見直し） R3 年度 ■適正化の推進（人事院勧告に準拠した給与の見直し） R4 年度 ■適正化の推進（人事院勧告に準拠した給与の見直し） R5 年度 ■適正化の推進（人事院勧告に準拠した給与の見直し）	○国の人事院勧告を踏まえ、給与改定を実施 ・ R2 年度 期末手当の改正 0.05 月分引下げ ・ R3 年度 期末手当の改正 0.15 月（再任用職員 0.10 月）引下げ分を、令和4年度以降、6 月及び 12 月の期末手当で均等に配分。なお、令和3年度引下げ相当額は、令和4年6月期末手当から減額。 ・ R4 年度 給料表の改正	○給与水準の適正化			総務部人事課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況	実施における効果		備 考	担当課
		(令和6年3月31日現在)		財政的效果		
		平均0.3%の引き上げ 勤勉手当の改正 0.1月分引上げ ・R5年度 給料表の改正 若年層が在籍する号俸に重点を置き、全ての号俸で引上げ。(平均改定率：1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%) 期末・勤勉手当 それぞれを0.05月分引上げ				
人事評価結果の給与への適正な反映	【人事評価結果の給与への適正な反映】 R2年度 ■人事評価結果の給与への反映(反映内容及び方法等の決定) R3年度 ■人事評価結果の給与への反映(新たな方法による人事評価の実施) R4年度 ■人事評価結果の給与への反映(給与等への反映開始) R5年度 ■人事評価結果の給与への反映(給与等への反映)	R2年度 ○人事評価結果の勤勉手当への反映に向けた条例改正(R3年3月) R3年度 ○能力評価の方法を保有能力評価から行動評価に変更 ○評価結果を翌年度の勤勉手当成績率へ反映 R4年度 ○評価結果を翌年度の勤勉手当成績率へ反映 R5年度 ○評価結果を翌年度の勤勉手当成績率及び昇給・昇格・分限へ反映	○能力及び実績に基づく人事管理の推進			総務部人事課
21 補助金・負担金の適正化		実施				
【4年間のまとめ】 補助金・負担金の適正化については、支出の適正化に向けて、予算編成における補助金・負担金の見直しを行ったほか、令和5年度には補助金等検討専門委員による検討を実施した。						

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
補助金・負担金 の見直し	【補助金・負担金の見直し】 R2年度 ■補助金・負担金の見直し ▲補助金等検討専門委員による検討 R3年度 ■補助金・負担金の見直し R4年度 ■補助金・負担金の見直し R5年度 ■補助金・負担金の見直し	○予算編成における補助金・負担金 の見直し R2年度実施分 負担金 減額2件 R3年度実施分 負担金 廃止1件 R4年度実施分 負担金 廃止1件 R5年度実施分 補助金 廃止1件 負担金 廃止4件 ○補助金等検討専門委員による検討 の実施（R5年度）	○補助金・負担金支出 の適正化	【R2年度】 30千円の支 出削減 【R3年度】 100千円の支 出削減 【R4年度】 300千円の支 出削減 【R5年度】 672千円の支 出削減	○R6年度 補助金等検討専門委員 による検討を踏まえ、予 算編成において補助 金・負担金の見直しを実 施 補助金 減額13件 休止1件 廃止5件 負担金 廃止1件 10,064千円の支出削 減	財務部財政課
22 社会保障制度の適正な運営						
一部実施						
【4年間のまとめ】 社会保障制度の適正な運営については、給付の適正化等を通じて、各種社会保障制度の適正な運営の確保に取り組んだ。国民健康保険においては医療費の適正化に向けてジェネリック医薬品の利用促進を図り、介護保険においては要介護認定の適正化に向けて認定調査票の全件チェックを行った。また、障害福祉及び保育所等においては、給付費等の適正化に向けた請求情報のチェックを徹底して行った。さらに、生活保護においては就労支援相談員を中心とした就労支援を実施するとともに、不正受給の防止に向けた収入申告義務の周知徹底を図った。生活困窮者やひとり親家庭に対しては、自立に向けて就労支援を実施した。一般検査、実地指導等の適正な実施においては、給付等対象サービスの質の確保や保険給付の適正化のため、社会福祉法人や福祉サービス事業所等を対象とした一般検査、実地指導等を実施した。						
国民健康保険	【ジェネリック医薬品に切替えた割合（H30年度：73.3%）】 R2年度 □80% R3年度 □80% R4年度 ■80% R5年度 ■80%	○ジェネリック医薬品に切替えた割合 R2年度 78.1% R3年度 79.0% R4年度 80.3% R5年度 82.3%	○ジェネリック医薬品の利用促進による医療費の適正化			保健医療部国保年金課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況	実施における効果		備 考	担当課
		(令和6年3月31日現在)		財政的効果		
	【特定健康診査受診率（H30年度：28.7%）】 R2年度 □受診率 36% R3年度 □受診率 44% R4年度 □受診率 52% R5年度 □受診率 60%	○特定健康診査受診率 R2年度 受診者数 7,680人 受診率 19.9% R3年度 受診者数 8,701人 受診率 23.4% R4年度 受診者数 9,308人 受診率 26.4% R5年度（速報値） 受診者数 9,405人 受診率 27.8%	○生活習慣病予防意識の向上による医療費の適正化		【一部実施の理由】 ・新型コロナウイルス感染症の流行の繰返しにより長期間市民の外出意欲が減退したこともあり、様々な受診率向上策に取り組んでいるものの、健診受診の行動変容につながらず、目標に達することができなかった。	保健医療部健康づくり課
介護保険	【介護給付費の適正化】 R2年度 □職能団体との連携によるケアプラン点検 50件 R3年度 □職能団体との連携によるケアプラン点検 50件 R4年度 □職能団体との連携によるケアプラン点検 50件 R5年度 □職能団体との連携によるケアプラン点検 50件	○ケアプラン点検 R2年度 ・ケアプラン点検数 23件 ・参加ケアマネジャー等 63人 R3年度 ・ケアプラン点検数 44件 ・参加ケアマネジャー等 147人 R4年度 ・ケアプラン点検数 42件 ・参加ケアマネジャー等 115人 R5年度 ・ケアプラン点検数 43件 ・参加ケアマネジャー等 94人	○ケアマネジメントの適正化 ○介護支援専門員の能力向上		【一部実施の理由】 ・実施方法の見直しにより計画当初見込んでいた数値目標 50 件から適正実施目標 44 件に変更した。 なお、令和5年度は、国が定めるケアプラン検証の要件に該当した1件について、職能団体との連携によるケアプラン点検とは別の方法により実施した。	福祉部介護保険課
	【要介護認定の適正化】 R2年度 ■適正化の推進（認定調査票の全件チェック） R3年度 ■適正化の推進（認定調査票の全件チェック）	○適正化の推進（認定調査票の全件チェック）の実施（R2年度～）	○要介護認定の適正化			

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	R4 年度 ■適正化の推進（認定調査票の全件チェック） R5 年度 ■適正化の推進（認定調査票の全件チェック）					
障害福祉	【障害者福祉給付費等の適正化】 R2 年度 ■給付費請求情報のチェック （給付費適正化システムによる請求審査） R3 年度 ■給付費請求情報のチェック （給付費適正化システムによる請求審査） R4 年度 ■給付費請求情報のチェック （給付費適正化システムによる請求審査） R5 年度 ■給付費請求情報のチェック （給付費適正化システムによる請求審査）	○給付費適正化システムによる請求内容のチェック及び当該チェックによる警告案件の審査の実施 R2 年度 審査対象件数 5,548 件 R3 年度 審査対象件数 5,095 件 R4 年度 審査対象件数 5,796 件 R5 年度 審査対象件数 6,327 件	○障害者福祉給付費等の適正化			福祉部障害福祉課
保育所等	【施設型給付の適正化】 R2 年度 ■請求情報の全件チェック R3 年度 ■請求情報の全件チェック R4 年度 ■請求情報の全件チェック R5 年度 ■請求情報の全件チェック	○請求情報の全件チェック R2 年度 1,860 件（全件） R3 年度 1,853 件（全件） R4 年度 1,925 件（全件） R5 年度 1,891 件（全件）				こども部幼児保育課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
健康の保持増進	【健康増進事業の推進】 R2 年度 □取組の推進（健康診査・がん検診 延 54,000 人） R3 年度 □取組の推進（健康診査・がん検診 延 55,000 人） R4 年度 □取組の推進（健康診査・がん検診 延 56,000 人） R5 年度 □取組の推進（健康診査・がん検診 延 57,000 人）	○健康増進事業の推進 ・健康診査・各種がん検診 R2 年度 延 35,313 人 R3 年度 延 42,206 人 R4 年度 延 44,734 人 R5 年度 延 47,186 人	○疾病の早期発見・早期治療による医療費の抑制		【一部実施の理由】 ・新型コロナウイルス感染症の流行の繰返しにより長期間市民の外出意欲が減退したこともあり、様々な受診率向上策に取り組んでいるものの、健診受診の行動変容につながらず、目標に達することができなかった。	保健医療部健康づくり課
	【住民主体の介護予防の場の充実】 R2 年度 □実参加人数 4,500 人 R3 年度 □実参加人数 4,500 人 R4 年度 □実参加人数 4,500 人 R5 年度 □実参加人数 4,500 人	○住民主体の介護予防の場の充実 R2 年度 ・実参加人数 3,491 人 R3 年度 ・実参加人数 4,069 人 R4 年度 ・実参加人数 3,917 人 R5 年度 ・実参加人数 4,123 人	○介護予防の普及啓発 ○介護予防事業を通じた参加者間の交流の活性化		【一部実施の理由】 ・前年度に比べて参加者が増加しているものの、実施会場の変更等により、目標値に達しなかった。	福祉部高齢福祉課
生活保護	【就労支援の推進】 R2 年度 ■就労率 50% R3 年度 ■就労率 50% R4 年度 □就労率 50% R5 年度 ■就労率 50%	○就労支援相談員を中心に就労支援を実施 R2 年度 ・就労支援者数 454 人 ・就労者数 242 人 ・就労率 53.3% ・効果件数 250 件 (内訳) ・保護費減額 226 件 ・保護廃止 24 件 ・効果額 76,268 千円	○生活保護受給者の自立 ○保護費の適正化	【R2 年度】 76,268 千円 【R3 年度】 100,474 千円 【R4 年度】 69,387 千円 【R5 年度】 33,641 千円		福祉部生活福祉課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的効果		
		(内訳) ・保護費減額 61,544 千円 ・保護廃止 14,724 千円 R3 年度 ・就労支援者数 457 人 ・就労者数 244 人 ・就労率 53.4% ・効果件数 290 件 (内訳) ・保護費減額 249 件 ・保護廃止 41 件 ・効果額 100,474 千円 (内訳) ・保護費減額 76,344 千円 ・保護廃止 24,130 千円 R4 年度 ・就労支援者数 418 人 ・就労者数 189 人 ・就労率 45.2% ・効果件数 200 件 (内訳) ・保護費減額 181 件 ・保護廃止 19 件 ・効果額 69,387 千円 (内訳) ・保護費減額 55,254 千円 ・保護廃止 14,133 千円 R5 年度 ・就労支援者数 402 人 ・就労者数 227 人 ・就労率 56.5% ・効果件数 129 件 (内訳) ・保護費減額 102 件				

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
		・保護廃止 27 件 ・効果額 33,641 千円 (内訳) ・保護費減額 14,207 千円 ・保護廃止 19,434 千円				
	【不正受給の防止】 R2 年度 ■収入申告義務の徹底（全ケース） R3 年度 ■収入申告義務の徹底（全ケース） R4 年度 ■収入申告義務の徹底（全ケース） R5 年度 ■収入申告義務の徹底（全ケース）	○定期訪問時等に収入申告義務について説明（R2 年度～） ○課税調査，資産調査を実施 ・不正受給認定件数 R2 年度 114 件（34,106 千円） R3 年度 80 件（31,173 千円） R4 年度 50 件（19,969 千円） R5 年度 84 件（23,689 千円） ・不正受給徴収金納入済額 R2 年度 3,571 千円 R3 年度 2,388 千円 R4 年度 3,322 千円 R5 年度 1,505 千円	○不正受給の防止 ○保護費の適正化	不正受給徴収金 【R2 年度】 3,571 千円 【R3 年度】 2,388 千円 【R4 年度】 3,322 千円 【R5 年度】 1,505 千円		
	【扶養義務調査】 R2 年度 ■調査の徹底（600 件） R3 年度 □調査の徹底（600 件） R4 年度 □調査の徹底（600 件） R5 年度 □調査の徹底（600 件）	○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ，郵送による扶養能力調査を実施 R2 年度 計 750 件調査 うち 396 世帯から回答有り 精神的支援 101 世帯可 経済的支援 5 世帯 R3 年度 計 475 件調査 うち 428 世帯から回答有り 精神的支援 94 世帯可 経済的支援 0 世帯可 R4 年度 計 403 件調査 うち 214 世帯から回答有り 精神的支援 58 世帯可 経済的支援 0 世帯可 R5 年度 計 241 件調査	○扶養義務者の支援の獲得	年間の収入認定対象額（保護費の適正化） 【R2 年度】 214 千円 【R3 年度】 0 円 【R4 年度】 0 円 【R5 年度】 0 円	【一部実施の理由】 ・厚労省通知により，「扶養義務履行が期待できない者の判断基準についての留意点等」が示されたことを受け，調査対象者を見直したため。	

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
		うち12世帯から回答有り 精神的支援 36世帯可 経済的支援 0世帯可				
生活困窮者	【自立支援の推進】 R2年度 □就労率 50% R3年度 □就労率 50% R4年度 □就労率 50% R5年度 □就労率 50%	○生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、就労支援を実施 ・R2年度就労率 10% (支援プラン作成・評価実施者 30名 中就労者 3名) ・R3年度就労率 8.6% (支援プラン作成・評価実施者 58名 中就労者 5名) ・R4年度就労率 40.7% (支援プラン作成・評価実施者 130名 中就労者 53名) ・R5年度就労率 23.0% (支援プラン作成・評価実施者 39名 中就労者 9名)	○生活困窮者の自立		※R4年度実施状況から、就労率の分母について、支援プランの作成者数のみから、作成者と評価を実施した人数の合計に見直した。 【一部実施の理由】 ・求職者の希望する職種に対して求人が少ない等を要因として、目標値の達成に至らなかった。	福祉部生活福祉課
ひとり親家庭	【就労・自立支援の推進】 R2年度 ■就職者数 15人 R3年度 □就職者数 15人 R4年度 ■就職者数 15人 R5年度 □就職者数 15人	○ハローワークと連携し、児童扶養手当受給者を対象に就労支援を実施 ・R2年度 就職者数 18人 ・R3年度 就職者数 12人 ・R4年度 就職者数 22人 ・R5年度 就職者数 12人	○ひとり親家庭の自立		【一部実施の理由】 ・ハローワークと連携し、就労支援を実施した児童扶養手当受給者において、自立するための本人の希望と職種・雇用条件等が適合しなかったことにより、目標とする就職者数に至らなかった。	こども部こども政策課
一般検査、実地指導等の適正な実施	【連絡会議の設置・開催】 R2年度 ▲設置	○連絡会議における所掌事項等の検討 (R2年度～) ○連絡会議の設置 (R3年度)	○設置に係る課題の整理 ○社会福祉法人関係			福祉部福祉指導課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的効果		
	R3 年度 □開催 R4 年度 ■開催 R5 年度 ■開催	○連絡会議の開催 (R4 年度) ○連絡会議の開催 (R5 年度)	事務の円滑な執行 に向けた関係各課 との協力体制の確 立			
	【社会福祉法人】 R2 年度 □一般検査 10 件 R3 年度 ■一般検査 10 件 R4 年度 ■一般検査 10 件 R5 年度 ■一般検査 10 件	○社会福祉法人の一般検査 ・ R2 年度 5 件 ・ R3 年度 10 件 ・ R4 年度 11 件 ・ R5 年度 13 件	○社会福祉法人の運 営の質の確保			
	【老人福祉施設】 R2 年度 □一般検査 15 件 R3 年度 □一般検査 15 件 R4 年度 □一般検査 15 件 R5 年度 □一般検査 15 件	○老人福祉施設の一般検査 ・ R2 年度 9 件 ・ R3 年度 14 件 ・ R4 年度 14 件 ・ R5 年度 10 件	○老人福祉施設の運 営の質の確保		【一部実施の理由】 ・ 目標値の 15 件につい ては、定例的な 3 年に 1 度の検査の実施に 加え、必要に応じて実 施する再検査の件数 を含めた件数として いたが、R5 年度におい ては再検査の必要が 生じなかったため。	
	【介護サービス事業所】 R2 年度 □実地指導 170 件 □集団指導 1 回 R3 年度 ■実地指導 170 件 ■集団指導 1 回 R4 年度	○介護サービス事業所の実地指導 ・ R2 年度 87 件 ・ R3 年度 184 件 ・ R4 年度 185 件 ・ R5 年度 186 件 ○集団指導 ・ R2 年度 0 回 ・ R3 年度 1 回	○介護サービスの質 の確保や給付の適 正化	給付の適正 化による過 誤請求返還 金 【R2 年度】 6 千円 【R3 年度】 806 千円		

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	■実地指導 170 件 ■集団指導 1 回 R5 年度 ■実地指導 170 件 ■集団指導 1 回	・ R4 年度 2 回 ・ R5 年度 1 回		【R4 年度】 81 千円 【R5 年度】 808 千円		
	【障害（児）福祉施設】 R2 年度 □実地指導 150 件 R3 年度 □実地指導 150 件 R4 年度 □実地指導 150 件 R5 年度 ■実地指導 150 件	○障害福祉サービス事業所等の実地指導 ・ R2 年度 69 件 ・ R3 年度 117 件 ・ R4 年度 148 件 ・ R5 年度 181 件 ○障害者支援施設の一般検査 ・ R3 年度 5 件 ・ R4 年度 1 件 ・ R5 年度 4 件	○障害福祉サービスの質の確保や給付の適正化	給付の適正化による過誤請求返還金 【R2 年度】 935 千円 【R3 年度】 1,779 千円 【R4 年度】 424 千円 【R5 年度】 9,067 千円		
	【保育所等（小規模保育施設，家庭的保育事業等を含む。）】 R2 年度 ■一般検査 24 件 R3 年度 ■一般検査 24 件 R4 年度 ■一般検査 24 件 R5 年度 ■一般検査 24 件	○保育所等の一般検査 ・ R2 年度 80 件 ・ R3 年度 81 件 ・ R4 年度 82 件 ・ R5 年度 83 件	○保育所等の運営の質の確保			
	【認可外保育施設】 R2 年度 □立入調査 38 件 R3 年度 ■立入調査 38 件 R4 年度	○認可外保育施設の立入調査 ・ R2 年度 20 件 ・ R3 年度 40 件 ・ R4 年度 38 件 ・ R5 年度 39 件	○認可外保育施設の運営の質の確保			

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	■立入調査 38 件 R5 年度 ■立入調査 38 件					
23 外郭団体の財務体質・執行体制の改善						
一部実施						
【4年間のまとめ】 外郭団体の財務体質・執行体制の改善については、外郭団体経営の健全化及び外郭団体運営の活性化に向けて、経営改善計画に基づく改革改善を推進したほか、統合等を含めたあり方に係る検討を行い、植物公園の管理受託を決定した。また、各団体の自立した効率的な運営に向けて、外郭団体検討専門委員会における外部評価を実施した。						
経営改善計画に基づく改革改善の推進	【経営改善計画に基づく改革改善の推進】 R2 年度 ■計画の推進 R3 年度 ■計画の推進 R4 年度 ■計画の推進 R5 年度 ■計画の推進 □新しい計画の策定	○経営改善計画に基づく改革改善の推進（R2 年度～）	○団体運営の活性化 ○外郭団体経営の健全化 ○計画的な人材の育成		【一部実施の理由】 ・新しい計画の策定に向けて、専門委員会による外部評価を行うこととしたが、提言書の提出が令和5年度末となったため。	総務部行政経営課 外郭団体所管課
統合等を含めたあり方の検討	【統合等を含めたあり方の検討】 R2 年度 ■検討 R3 年度 ■検討 R4 年度 ■検討 R5 年度 ■検討	○公園協会における植物公園の管理受託(指定管理者)の決定(R2 年 12 月) ○公園協会に植物公園係を設置（R3 年 4 月） ○派遣職員の計画的な引き上げ（R4 年度～）	○団体の専門性の向上に向けた取組の強化			総務部行政経営課 外郭団体所管課
外部評価の実施	【外部評価の実施】 R2 年度 ■検討 R3 年度 ▲実施	○外部評価の手法等についての検討の実施（R2 年度～） ○外部評価の基本方針の決定（R4 年 6 月） ○経営改善に係る取組調査の実施（R4 年 9 月～）	○外部評価の実施に向けた課題の整理 ○外郭団体の経営改善計画への外部専門家意見の反映			総務部行政経営課 外郭団体所管課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
		○外部評価の実施（R5年度） ○外郭団体における次期経営改善計画の策定に向けた提言書の提出（R6年2月）				
⑪ 歳入の確保						
24 収納率の向上		一部実施				
【4年間のまとめ】 収納率の向上については、収納率向上による財源確保並びに納税者及び受益者間の公平性の確保に向けて、債権の種別に応じた、督促、催告書の送付，差押えなどの滞納整理手段を適切に実施し、収納率の向上に努めた。また、納付機会の拡大に向けて、新たな納付手段の検討を行い、スマートフォン決済アプリを利用した納付手段を導入した。						
収納率向上に向けた取組の推進	【市税】 R2年度 □市税収納率（96.8%） 現年度（98.9%） 過年度（26.0%） R3年度 ■市税収納率（97.1%） 現年度（98.6%） 過年度（47.5%） R4年度 ■市税収納率（97.8%） 現年度（99.2%） 過年度（34.2%） R5年度 □市税収納率（98.0%） 現年度（99.2%） 過年度（39.6%）	○収納率 R2年度決算 96.6% 現年度（98.4%） 過年度（34.3%） R3年度決算 97.6% 現年度（99.1%） 過年度（44.8%） R4年度決算 97.8% 現年度（99.1%） 過年度（35.7%） R5年度決算見込 97.8% 現年度（99.1%） 過年度（33.0%） ○収入未済額 R2年度決算 1,227,682千円 R3年度決算 875,966千円 R4年度決算 858,997千円 R5年度決算見込 865,393千円	○納税者間の公平性の確保		【一部実施の理由】 ・収納率，収入未済額ともに前年度と同水準で推移したものの目標の達成に至らなかった。	財務部収税課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的効果		
	【国民健康保険税】 R2 年度 ■国民健康保険税収納率 (70.0%) 現年度 (90.0%) 過年度 (18.0%) R3 年度 ■国民健康保険税収納率 (74.9%) 現年度 (90.5%) 過年度 (24.3%) R4 年度 ■国民健康保険税収納率 (76.6%) 現年度 (91.6%) 過年度 (23.0%) R5 年度 □国民健康保険税収納率 (79.4%) 現年度 (93.3%) 過年度 (25.4%)	○収納率 R2 年度決算 72.7% 現年度 (90.5%) 過年度 (23.9%) R3 年度決算 75.4% 現年度 (91.5%) 過年度 (23.0%) R4 年度決算 77.4% 現年度 (91.6%) 過年度 (23.8%) R5 年度決算見込 78.2% 現年度 (92.0%) 過年度 (25.3%) ○収入未済額 R2 年度決算 1,672,439 千円 R3 年度決算 1,465,874 千円 R4 年度決算 1,364,341 千円 R5 年度決算見込 1,225,854 千円	○納税者間の公平性の確保		【一部実施の理由】 ・現年度、過年度ともに収納率は向上したものの目標の達成に至らなかった。	
	【介護保険料】 R2 年度 ■介護保険料収納率 (96.1%) 現年度 (98.6%) 過年度 (24.1%) R3 年度 ■介護保険料収納率 (96.8%) 現年度 (98.6%) 過年度 (21.7%) R4 年度 □介護保険料収納率 (97.5%) 現年度 (99.0%) 過年度 (18.0%) R5 年度 □介護保険料収納率 (97.5%) 現年度 (99.2%) 過年度 (20.0%)	○収納率 R2 年度決算 96.7% 現年度 (98.8%) 過年度 (21.7%) R3 年度決算 97.2% 現年度 (99.0%) 過年度 (21.3%) R4 年度決算 97.4% 現年度 (98.9%) 過年度 (17.7%) R5 年度決算見込 97.0% 現年度 (99.0%) 過年度 (14.7%) ○収入未済額 R2 年度決算 116,919 千円 R3 年度決算 100,556 千円	○受益者間の公平性の確保		【一部実施の理由】 ・口座振替の推進、催告の随時実施等収納率向上に努めた結果、収納率は着実に増加したが、目標値には至らなかった。	福祉部介護保険課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況		実施における効果		備 考	担当課
		(令和 6 年 3 月 31 日現在)			財政的效果		
		R4 年度決算 119,593 千円 R5 年度決算見込 120,699 千円					
	【保育所利用者負担金】 R2 年度 □保育所利用者負担金収納率 (98.0%) 現年度 (99.5%) 過年度 (43.0%) R3 年度 ■保育所利用者負担金収納率 (98.3%) 現年度 (99.7%) 過年度 (40.8%) R4 年度 ■保育所利用者負担金収納率 (98.6%) 現年度 (99.7%) 過年度 (34.3%) R5 年度 □保育所利用者負担金収納率 (98.8%) 現年度 (99.6%) 過年度 (35.3%)	○収納率 R2 年度決算 97.6% 現年度 (99.7%) 過年度 (40.8%) R3 年度決算 98.4% 現年度 (99.5%) 過年度 (43.3%) R4 年度決算 98.6% 現年度 (99.5%) 過年度 (40.4%) R5 年度決算見込 98.6% 現年度 (99.3%) 過年度 (37.2%) ○収入未済額 R2 年度決算 13,917 千円 R3 年度決算 9,692 千円 R4 年度決算 7,933 千円 R5 年度決算見込 9,317 千円	○受益者間の公平性の確保		【一部実施の理由】 ・口座振替の推進，児童手当からの徴収等により，収入額は増加したが，目標値には至らなかった。	こども部幼児保育課	
	【市営住宅家賃等】 R2 年度 ■市営住宅家賃等収納率 (67.3%) 現年度 (97.6%) 過年度 (9.9%) R3 年度 □市営住宅家賃等収納率 (72.0%) 現年度 (98.2%) 過年度 (11.8%) R4 年度	○収納率 R2 年度決算 67.6% 現年度 (98.1%) 過年度 (11.7%) R3 年度決算 71.7% 現年度 (97.9%) 過年度 (14.2%) R4 年度決算 72.3% 現年度 (97.8%) 過年度 (11.3%)	○受益者間の公平性の確保		【一部実施の理由】 ・収入未済額は着実に改善したが，収納率が目標値に至らなかった。	都市計画部住宅政策課	

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	□市営住宅家賃等収納率 (73.6%) 現年度 (98.0%) 過年度 (14.3%) R5 年度 □市営住宅家賃等収納率 (73.6%) 現年度 (97.9%) 過年度 (11.4%)	R5 年度決算見込 72.7% 現年度 (97.3%) 過年度 (8.9%) ○収入未済額 R2 年度決算 305,767 千円 R3 年度決算 265,885 千円 R4 年度決算 241,351 千円 R5 年度決算見込 227,277 千円				
	【農業集落排水施設使用料】 R2 年度 ■農業集落排水施設使用料収納率 (95.5%) 現年度 (98.7%) 過年度 (23.2%) R3 年度 ■農業集落排水施設使用料収納率 (96.4%) 現年度 (99.1%) 過年度 (13.5%) R4 年度 ■農業集落排水施設使用料収納率 (96.7%) 現年度 (99.1%) 過年度 (19.4%) R5 年度 □農業集落排水施設使用料収納率 (90.8%) 現年度 (89.1%) 過年度 (97.5%)	○収納率 R2 年度決算 96.1% 現年度 99.1% 過年度 32.4% R3 年度決算 96.6% 現年度 99.0% 過年度 19.2% R4 年度決算 81.4% (96.7%) 現年度 83.1% 過年度 24.6% R5 年度決算見込 87.8% (95.8%) 現年度 87.7% 過年度 88.0% ○収入未済額 R2 年度決算 4,814 千円 R3 年度決算 4,845 千円 R4 年度決算 29,053 千円 (4,591 千円) R5 年度決算見込 16,721 千円 (5,562 千円)	○受益者間の公平性の確保		※令和5年4月1日付け 地方公営企業法の適用により、令和4年度は打切決算となり、出納整理期間の収入が計上されない。令和4年度決算においては、出納整理期間中の収入額を反映した値を（ ）内に示し、年度計画の達成状況を判断している。 ※令和5年度決算見込においては、現年3月調定分は、4月以降に収納されるため、4月収納分を反映した収納率を（ ）内に示している。 【一部実施の理由】 ・地方公営企業法の適用による打切決算や徴収方法の変更による影響が、当初の想定より大きかったため。	下水道部下水道総務課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	【水道料金】 R2 年度 ■水道料金収納率 (95.79%) 現年度 (96.65%) 過年度 (74.06%) R3 年度 ■水道料金収納率 (95.85%) 現年度 (96.65%) 過年度 (75.69%) R4 年度 □水道料金収納率 (96.07%) 現年度 (96.93%) 過年度 (75.97%) R5 年度 □水道料金収納率 (96.10%) 現年度 (97.00%) 過年度 (74.57%)	○収納率 R2 年度決算 95.80% 現年度 (96.64%) 過年度 (74.06%) R3 年度決算 96.02% 現年度 (96.92%) 過年度 (74.29%) R4 年度決算 96.06% 現年度 (96.99%) 過年度 (72.84%) R5 年度決算見込 96.03% 現年度 (96.97%) 過年度 (72.39%) ○収入未済額 R2 年度決算 236,477 千円 R3 年度決算 227,332 千円 R4 年度決算 224,351 千円 R5 年度決算見込 229,729 千円	○収納率の向上による財源確保 ○受益者間の公平性の確保		【一部実施の理由】 ・収納率・収入未済額とも、前年度とほぼ同水準で推移したが、目標値には至らなかった。	水道部経理課
	【下水道使用料】 R2 年度 □下水道使用料収納率 (88.5%) ((95.5%)) 現年度 (88.6%) 過年度 (87.3%) R3 年度 ■下水道使用料収納率 (88.4%) ((95.6%)) 現年度 (88.6%) 過年度 (86.8%) R4 年度 ■下水道使用料収納率 (88.7%) ((95.7%)) 現年度 (88.9%)	○収納率 R2 年度決算 88.3% (95.5%) 現年度 88.5% 過年度 86.7% R3 年度決算 88.6% (95.7%) 現年度 88.8% 過年度 86.8% R4 年度決算 88.7% (95.8%) 現年度 89.0% 過年度 86.5% R5 年度決算見込 88.7% (95.7%)	○収納率の向上による財源確保 ○受益者間の公平性の確保		※現年3月調定分は、4月以降に収納されるため、4月収納分を反映した収納率を（ ）内に示している。 【一部実施の理由】 ・収納率・収入未済額とも、前年度とほぼ同水準で推移したが、目標値には至らなかった。	下水道部下水道総務課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	過年度 (86.9%) R5 年度 □下水道使用料収納率 (88.8%) (95.8%) 現年度 (89.1%) 過年度 (86.6%)	現年度 89.0% 過年度 86.3% ○収入未済額 R2 年度決算 462,932 千円 (174,208 千円) R3 年度決算 455,723 千円 (166,621 千円) R4 年度決算 455,043 千円 (166,684 千円) R5 年度決算見込 456,941 千円 (168,886 千円)				
	【学校給食費】 R2 年度 □学校給食費収納率 (98.0%) 現年度 (98.9%) 過年度 (60.3%) R3 年度 ■学校給食費収納率 (97.5%) 現年度 (98.4%) 過年度 (54.0%) R4 年度 □学校給食費収納率 (98.1%) 現年度 (98.9%) 過年度 (59.0%) R5 年度 □学校給食費収納率 (97.8%) 現年度 (99.0%) 過年度 (60.0%)	○収納率 R2 年度決算 96.8% 現年度 (98.1%) 過年度 (53.9%) R3 年度決算 97.8% 現年度 (98.8%) 過年度 (59.0%) R4 年度決算 97.7% 現年度 (98.6%) 過年度 (51.9%) R5 年度決算見込 97.4% 現年度 (98.8%) 過年度 (56.1%) ○収入未済額 R2 年度決算 21,473 千円 R3 年度決算 18,876 千円 R4 年度決算 22,854 千円 R5 年度決算見込 15,040 千円	○受益者間の公平性の確保		【一部実施の理由】 ・現年度・過年度ともに収納率は向上したものの、目標の達成には至らなかった。	教育部学校保健給食課
	【後期高齢者医療保険料】 R2 年度 ■後期高齢者医療保険料収納率 (99.1%)	○後期高齢者医療保険料収納率 R2 年度決算 99.3% 現年度 (99.6%) 過年度 (53.2%)	○受益者間の公平性の確保			保健医療部国保年金課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	現年度 (99.6%) 過年度 (45.0%) R3 年度 ■後期高齢者医療保険料収納率 (99.4%) 現年度 (99.7%) 過年度 (50.0%) R4 年度 □後期高齢者医療保険料収納率 (99.5%) 現年度 (99.7%) 過年度 (57.0%) R5 年度 ■後期高齢者医療保険料収納率 (99.4%) 現年度 (99.7%) 過年度 (56.0%)	R3 年度決算 99.4% 現年度 (99.6%) 過年度 (51.2%) R4 年度決算 99.3% 現年度 (99.5%) 過年度 (55.1%) R5 年度決算見込 99.4% 現年度 (99.6%) 過年度 (64.9%) ○収入未済額 R2 年度決算 16,068 千円 R3 年度決算 16,170 千円 R4 年度決算 18,992 千円 R5 年度決算見込 18,650 千円				
新たな納付手段の検討	【新たな納付手段の検討】 R2 年度 ■検討・推進 R3 年度 ■推進 R4 年度 ■推進 R5 年度 ■推進	○スマートフォン決済アプリを利用した納付手段の導入 (R2 年度～) R2 年度実績割合 (金額) 市税 0.8% (177,024,633 円) 国保 0.9% (47,213,500 円) R3 年度実績割合 (金額) 市税 1.6% (340,753,339 円) 国保 1.8% (90,305,432 円) R4 年度実績割合 (金額) 市税 1.7% (342,329,103 円) 国保 1.6% (82,895,470 円) ○地方税統一 QR コードを導入し、スマートフォン決済アプリや「地方税お支払サイト」を通じたクレジットカード等を利用した納税方法について拡充 (R5 年度)	○納税者の利便性向上及び納付機会の拡充			財務部収税課 各部各課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
			財政的効果			
25 受益者負担の適正化		実施				
【4年間のまとめ】 受益者負担の適正化については、住民負担の公平性の確保及び受益者負担の適正化に向けて、一般会計及び特別会計の使用料・手数料の改定を検討し、し尿処理手数料及び小・中学校教員を対象とする職員等駐車場使用料の見直しを実施した。						
使用料・手数料の見直し	【一般会計及び特別会計の使用料・手数料の改定】 R3年度 ■改定の検討 R4年度 ■改定 ■改定の検討 R5年度 ■改定	○予算編成において使用料・手数料の改定を検討（R3年度～） R4年度実施分 手数料の見直し（し尿処理手数料） 1件 R5年度実施分 手数料の見直し（小・中学校教員を対象とする職員等駐車場使用料） 1件	○住民負担の公平性の確保 ○受益者負担の適正化	【R4年度】 4,500千円の収入 【R5年度】 16,500千円の収入	○R3, R4年度 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う事業者や市民生活への影響を考慮し、使用料等審議会による検討は見送りとした。	財務部財政課
	【下水道使用料】 R3年度 □改定の検討 R4年度 □改定				【未実施の理由】 ・令和3年度に新型コロナウイルス感染症の流行に伴う事業者や市民生活への影響を考慮し、改定の検討は見送りとしたため、令和4年度における使用料改定は実施しなかった。 ・令和5年度の下水道事業経営戦略の改定のなかで、下水道使用料改定の必要性の検討を行った結果、令和6年度に下水道使用料改定の検討を行うこととした。	
新たな使用料・手数料の検討	【新たな使用料・手数料の検討】 R2年度 ■検討	○予算編成において新たな使用料・手数料を検討（R2年度～）	○住民負担の公平性の確保 ○受益者負担の適正			財務部財政課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	R3 年度 ■検討 R4 年度 ■検討 R5 年度 ■検討		化			
26 未利用財産の活用と処分						
一部実施						
【4年間のまとめ】						
未利用財産の活用と処分については、売却や貸付等による収入確保、及び維持管理経費の削減に向け、未利用財産有効活用指針等に基づき、未利用財産の売却と貸付を実施した。						
未利用財産の売却と貸付	【未利用財産の売却と貸付（財産活用課所管）】 R2 年度 ■推進（売却 20 件，貸付 100 件） R3 年度 ■推進（売却 20 件，貸付 100 件） R4 年度 □推進（売却 20 件，貸付 100 件） R5 年度 □推進（売却 20 件，貸付 100 件）	○水戸市未利用財産有効活用指針及び水戸市土地及び建物の売払いに関する要綱に基づき，計画的利活用を実施 ・未利用財産の売却 R2 年度 31 件 17,970 千円 R3 年度 23 件 101,548 千円 R4 年度 37 件 107,861 千円 R5 年度 18 件 56,150 千円 ・未利用財産の貸付 R2 年度 101 件 28,098 千円 R3 年度 101 件 25,708 千円 R4 年度 75 件 22,586 千円 R5 年度 76 件 21,936 千円	○売却や貸付による収入確保及び維持管理費の削減	【R2 年度】 46,068 千円 の収入 【R3 年度】 127,256 千円 の収入 【R4 年度】 130,447 千円 の収入 【R5 年度】 78,086 千円 の収入	【一部実施の理由】 ・R3 年度まで駐車場として貸付していた未利用財産を，R4 年度から行政目的で使用する ことになり，貸付契約を更新しなかったため，貸付件数が減少した。 ・R5 年度は，廃道敷・廃水路敷の売払件数が少なかったため。	総務部財産活用課
	【未利用財産の売却と貸付（水道部経理課所管）】 R2 年度 □推進（売却 1 件，貸付 2 件） R3 年度 ■推進（売却 1 件，貸付 2 件） R4 年度	○水道部未利用財産等有効活用指針及び上下水道局土地及び建物の売払いに関する要項に基づき，計画的利活用を実施 ・未利用財産等の売却 R3 年度 1 件 3,550 千円	○売却や貸付による収入確保及び維持管理費の削減	【R2 年度】 1,138 千円 の収入 【R3 年度】 4,688 千円 の収入 【R4 年度】	【一部実施の理由】 ・所管する未利用財産のうち，市街化区域内にある財産については，積極的に売却や貸付等に努めてきた。 しかし，現有している	水道部経理課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	□推進（売却 1 件，貸付 2 件） R5 年度 □推進（売却 1 件，貸付 2 件）	・未利用財産等の貸付 R2 年度 2 件 1,138 千円 R3 年度 2 件 1,138 千円 R4 年度 1 件 1,134 千円 R5 年度 1 件 1,134 千円		1,134 千円の収入 【R5 年度】 1,134 千円の収入	未利用財産の多くは、市街化調整区域内にあり、更に、不整形、及び小規模な敷地であり、また、建築物等も残置しているなど、売却・貸付が、困難な財産であるため事業を進められなかった。	
27 多様な収入の獲得						
実施						
【4年間のまとめ】						
多様な収入の獲得については、自主財源の確保に向けて、毎年度の予算編成において財源拡充策を検討し、広報誌などの刊行物や市ホームページ等へ広告を掲載したほか、市民会館にネーミングライツを導入するなど、新たな収入の確保を図った。						
財源拡充策の検討・推進	【財源拡充策の検討・推進】 R2 年度 ■検討・推進 R3 年度 ■検討・推進 R4 年度 ■検討・推進 R5 年度 ■検討・推進	○予算編成等において財源拡充策を検討（R2 年度～） ・R2 年度実施分 新規 1 件，拡充 1 件 ・R3 年度実施分 新規 2 件 ・R5 年度実施分 新規 4 件	○自主財源の確保	【R2 年度】 1,820 千円の収入 【R3 年度】 400 千円の収入 【R5 年度】 13,723 千円の収入	○R6 年度 予算編成等において財源拡充策を検討 新規 2 件 1,860 千円の収入	財務部財政課 各部各課

(5) 地方創生時代にふさわしい人材の育成

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
			財政的効果			
⑫ 人材の育成						
28 職員の能力育成		一部実施				
【4年間のまとめ】 職員の能力育成については，計画的な人材育成及び組織の活性化に向けて，人材育成基本方針に基づく階層別研修や，大学院派遣研修等に取り組んだほか，特定業務におけるプロポーザル異動制度の導入可否の検討を実施した。						
研修の推進	【人材育成基本方針に基づく研修の実施】 R2 年度 ■実施 R3 年度 ■実施 R4 年度 ■実施 R5 年度 ■実施	○人材育成基本方針（第3次）に基づいた基本研修，専門研修，一般研修，特別研修及び派遣研修の実施（R2 年度～） ○自主研修に対する助成の実施 R2 年度 ・資格取得補助 0 人 ・自主研修グループ 1 団体 ・通信研修 29 人 R3 年度 ・資格取得補助 2 人 ・自主研修グループ 1 団体 ・通信研修 26 人 R4 年度 ・資格取得補助 1 人 ・自主研修グループ 1 団体 ・通信研修 17 人 R5 年度 ・資格取得補助 2 人 ・自主研修グループ 1 団体 ・通信研修 21 人 ○職場研修の意義や指導方法等についての研修や接遇能力向上研修を実施 ・接遇能力向上研修の実施（R2 年 11 月， R5 年 1 月， R5 年 11 月）	○職員の資質向上 ○自主研修の促進 ○研修で習得した知識を業務に反映			総務部人事課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況	実施における効果		備 考	担当課
		(令和 6 年 3 月 31 日現在)		財政的效果		
	【自己啓発や研修に取り組みやすい職場環境づくりへの支援】 R2 年度 ■実施 R3 年度 ■実施 R4 年度 ■実施 R5 年度 ■実施	○自己啓発等休業制度の整備（R2 年 12 月） ○技術職員現場研修会の実施 ・新市民会館等施設建築物新築工事で実施（R2 年 11 月）40 人 ○研修概要（研修計画及び前年度の研修実績）の作成（R2 年度～） ○職場における人材育成及び能力開発への意識醸成のための研修を実施（R2 年度～） ・管理職員への人事評価（評価者）研修， マネジメント研修及びリーダーシップ研修（R2 年度～）	○人材育成，能力開発意識の醸成			
派遣研修の推進（他自治体との交流，大学派遣研修の実施など）	【派遣研修の推進（他自治体との交流，大学派遣研修の実施など）】 R2 年度 ■検討 R3 年度 ■実施 R4 年度 □実施 R5 年度 □実施	○大学院派遣研修 ・茨城大学大学院人文社会科学研究科への派遣研修受講職員の選考 R2 年 12 月 派遣職員 1 名決定 ・茨城大学大学院人文社会科学研究科への派遣研修を実施（R3 年 4 月～R4 年 3 月）			【未実施の理由】 ・派遣研修の推進については，相手先である他自治体や大学との間で，研修内容等の調整が整わなかったため。	総務部人事課
プロポーザル異動の活用	【プロポーザル異動の活用】 R2 年度 ■検討・実施 R3 年度 ■検討・実施 R4 年度 ■検討・実施 R5 年度 ■検討・実施	○実施の可否について検討を行ったが，保健所の体制強化等を優先することとし，実施しないことを決定した。（R2 年度～R4 年度） ○実施の可否について検討を行ったが，組織全体の体制強化を優先することとし，実施しないことを決定した。（R5 年度）	○適材適所の人事配置による組織の活性化 ○職員のモチベーションの向上			総務部人事課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
			財政的效果			
⑬ 多様な人材の確保						
29 多様な人材の確保		一部実施				
【4年間のまとめ】 多様な人材の確保については，組織の活性化及び効率的な行政運営の確保に向けた特別選抜試験及び民間企業等経験者採用試験の実施や任期付職員の活用のほか，人材の早期確保に向けた一部採用試験の前倒しなど，採用試験実施時期・試験方法の見直しを行った。						
多様な人材の確保（特別選抜試験，民間企業等経験者採用試験等の実施）	【多様な人材の確保（特別選抜試験，民間企業等経験者採用試験等の実施）】 R2 年度 ■推進 R3 年度 ■推進 R4 年度 ■推進 R5 年度 ■推進	○民間企業経験者や行政経験者を対象とした採用試験の実施 R2 年度 ・保健師（行政保健師業務経験者） 3 人 R3 年度 ・土木（民間企業等実務経験者） 4 人 ・保育士・幼稚園教諭（実務経験者） 3 人 R4 年度 ・土木（民間企業等実務経験者） 1 人 ・栄養士（実務経験者） 1 人 ・保育士・幼稚園教諭（実務経験者） 4 人 R5 年度 ・土木（民間企業等実務経験者） 1 人 ・保育士・幼稚園教諭（実務経験者） 2 人	○多様な人材の確保による組織の活性化			総務部人事課
	【再任用制度の活用】 R2 年度 ■活用 R3 年度 ■活用 R4 年度	○再任用選考試験の実施 ・R3 年度再任用者 93 人 ・R4 年度再任用者 74 人 ・R5 年度再任用者 77 人 ・R6 年度再任用者 48 人 (定年延長 17 人)	○知識・経験豊富な再任用職員の適正な人事配置による円滑な業務遂行や若手職員の育成			

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	■活用 R5 年度 ■活用					
	【女性職員の管理職への登用（30年度：女性管理職 14.1%）】 R2 年度 □推進（女性管理職 16%） R3 年度 □推進（女性管理職 18%） R4 年度 □推進（女性管理職 19%） R5 年度 □推進（女性管理職 20%）	○女性管理職の割合 ・ R2 年度 15.4% ・ R3 年度 15.2% ・ R4 年度 16.3% ・ R5 年度 17.3%	○意欲と能力ある女性職員の積極的な登用による行政運営の多様化		【一部実施の理由】 ・ 経験や年齢等を考慮し、総合的に人事異動を実施する中で、目標値を上回る登用等ができなかったため。	
	【任期付職員の活用】 R2 年度 ■推進 R3 年度 ■推進 R4 年度 ■推進 R5 年度 ■推進	○任期付職員の在職状況 ・ H30 年度採用 総務法制課副参事（警察OB） ・ R 元年度採用 保健福祉部技監（獣医師） ・ R2 年度採用 保健所長（医師） 保健総務課保健師（県OB） ・ R3 年度採用 市民課事務職員（マイナンバーカード関係事務）2 名 ・ R4 年度採用 総務法制課副参事（警察OB） 保健総務課医事薬事室長（県OB） 保健衛生課技正兼課長補佐（県OB） ・ R5 年度採用 市民課事務職員（マイナンバーカード関係事務）1 名 福祉総務課事務職員（非課税世帯等臨時特別給付金）1 名	○計画的な採用の実施			

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的効果		
新たな取組の検討	【採用試験実施時期・試験方法等の見直し】 R2年度 ■検討 R3年度 ■推進 R4年度 ■推進 R5年度 ■推進	○新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、一次試験を受験者が集合することのない方式に変更（R2年度～） ○主な職種の採用試験について従来の2次試験制（面接1回）から人物性を重視した3次試験制（面接2回）へ見直し（R3年度～） ○令和6年度に実施する採用試験の一部について、約3月前倒しを決定（R5年度）	○受験者の安全確保、採用試験事務の効率化 ○多様な人材の早期確保			総務部人事課
⑭ ワーク・ライフ・バランスの推進						
30 ワーク・ライフ・バランスの推進 一部実施						
【4年間のまとめ】 ワーク・ライフ・バランスの推進については、時間外勤務の縮減及び柔軟な勤務体制の整備を図るため、ノー残業デーの周知徹底や早出遅出勤務制度の運用開始、出退勤管理システムの導入に向けた試行を実施した。また、女性職員向けのキャリアアップ支援研修等の実施や男性の育児参加に向けた取組により、職員及び職場の意識改革を推進した。						
時間外勤務の縮減	【時間外勤務時間の縮減（H30年度：年146.0時間）】 R2年度 ■推進（4%減） R3年度 □推進（5%減） R4年度 □推進（6%減） R5年度 □推進（7%減）	○職員1人当たり年間時間外勤務時間数 ・R2年度 138.7時間（H30年度比：5.0%減） ・R3年度 163.4時間（H30年度比：11.9%増） ・R4年度 158.5時間（H30年度比：8.6%増） ・R5年度 145.4時間（H30年度比：0.4%減）	○時間外縮減に向けた取組の推進		【一部実施の理由】 ・時間外勤務の縮減に努めたが、水戸市第7次総合計画をはじめ多数の個別計画の策定に伴い、全庁的に事務量の一時的な増加が生じたため目標値を上回ることはできなかった。	総務部人事課
	【時間外勤務縮減に向けた取組の推進（ノー残業デーの徹底など）】 R2年度 ■実施	○時間外勤務の事前命令、勤務実績の確認の徹底、年度計画の作成等について所属長へ指導（R2年度～）	○時間外縮減に向けた取組の推進			

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	R3 年度 ■実施 R4 年度 ■実施 R5 年度 ■実施					
年次休暇の取得促進	【年次休暇の取得促進（H30 年度：年 11 日）】 R2 年度 □推進（年 12 日） R3 年度 □推進（年 13 日） R4 年度 □推進（年 14 日） R5 年度 □推進（年 15 日）	○職員 1 人当たり年次休暇取得日数 ・ R2 年度（R2 年） 11.6 日 ・ R3 年度（R3 年） 11.8 日 ・ R4 年度（R4 年） 11.3 日 ・ R5 年度（R5 年） 13.0 日	○職員のワーク・ライフ・バランスの推進		【一部実施の理由】 ・ 年次休暇の取得促進に努めたが、水戸市第 7 次総合計画をはじめ多数の個別計画の策定に伴い、全庁的に事務量の一時的な増加が生じたため目標値を上回ることではできなかった。	総務部人事課
勤務時間の柔軟な運用	【早出遅出勤務制度の拡充】 R2 年度 ■検討 R3 年度 ■実施 R4 年度 ■実施 R5 年度 ■実施	○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公共交通機関で通勤する職員を対象とした、勤務時間の割振変更による早出遅出勤務制度の運用を開始（R2 年度～） ○新型コロナウイルス感染症に係る終日対応が必要な業務に従事する場合の勤務時間の柔軟な割振りを実施（R3 年度～）	○職員のワーク・ライフ・バランスの推進			総務部人事課
職員の意識啓発に向けた取組の推進	【職員の意識啓発に向けた取組の推進】 R2 年度 ■推進（職員研修や取組事例の周知等） R3 年度 ■推進（職員研修や取組事例の周知等）	○女性職員キャリアアップ支援研修等の実施（R2 年度～） ○特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況を公表（R2 年度～）	○職員の意識啓発 ○職員のワーク・ライフ・バランスの推進			総務部人事課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	R4 年度 ■推進（職員研修や取組事例の周知等） R5 年度 ■推進（職員研修や取組事例の周知等）					
職員の健康管理とメンタルサポート（職員数に対する精神性疾患による長期療養休暇者数の割合において、地方公務員の平均値を下回る：30年度 水戸市 2.1%（地方公務員平均 1.4%））	【職員の健康管理とメンタルサポート】 R2 年度 □改善推進（職員数に対する精神性疾患による長期療養休暇者数の割合において、地方公務員の平均値を下回る） R3 年度 □改善推進（職員数に対する精神性疾患による長期療養休暇者数の割合において、地方公務員の平均値を下回る） R4 年度 □改善推進（職員数に対する精神性疾患による長期療養休暇者数の割合において、地方公務員の平均値を下回る） R5 年度 □改善推進（職員数に対する精神性疾患による長期療養休暇者数の割合において、地方公務員の平均値を下回る）	○精神性疾患による長期療養休暇者数及び職員に対する割合 R2 年度 45 人 （職員に対する割合 2.1%） （※R 元年度地方公務員の平均値 1.6%） R3 年度 39 人 （職員に対する割合 1.9%） （※R2 年度地方公務員の平均値 1.7%） R4 年度 46 人 （職員に対する割合 2.2%） （※R3 年度地方公務員の平均値 1.9%） R5 年度 54 人 （職員に対する割合 2.6%） （※R4 年度地方公務員の平均値 2.1%） ○健康診断未受診者等への電話、文書による受診勧奨（R2 年度～） ○健康だよりの発行（月 1 回程度） ○長期療養職員への電話、面接による復職支援（R2 年度～） ○「心の健康づくり計画」の策定・実施（R2 年度～） ○職員へのメンタルヘルス研修の実施（R2 年度～） ・ R2 年度 受講者 192 人	○職員の健康管理とメンタルサポートの取組の推進		【一部実施の理由】 ・「心の健康づくり計画」に基づき、メンタルヘルスケアの推進を図るために各種取組を行ったが、目標値を下回ることとはできなかったため。	総務部人事課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
		・R3年度 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮し中止 ・R4年度 受講者 290 人 ・R5年度 受講者 129 人				
男性の育児参加に向けた取組の推進	【男性の育児参加に向けた取組の推進】 R2年度 ■推進（制度の周知等による職員及び職場の意識改革） R3年度 ■推進（制度の周知等による職員及び職場の意識改革） R4年度 ■推進（制度の周知等による職員及び職場の意識改革） R5年度 ■推進（制度の周知等による職員及び職場の意識改革）	○各種休暇等について職員に周知（R2年度～） ○子どもが産まれた男性職員に対し、個別に休暇制度を周知（R2年度～） ○男性職員の出産補助休暇 R2年度 取得者 31 人（取得率 66.0%） R3年度 取得者 36 人（取得率 66.7%） R4年度 取得者 39 人（取得率 76.5%） R5年度 取得者 43 人（取得率 71.7%） ○男性職員の育児参加休暇 R2年度 取得者 18 人（取得率 38.3%） R3年度 取得者 24 人（取得率 44.4%） R4年度 取得者 29 人（取得率 56.9%） R5年度 取得者 37 人（取得率 61.7%） ○職員の育児休業 R2年度 ・男性職員 取得者 4 人（取得率 8.5%） ・女性職員 取得者 19 人（取得率 100%） R3年度 ・男性職員	○職員及び職場の意識改革の推進			総務部人事課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
		取得者7人（取得率13.5%） ・女性職員 取得者23人（取得率100%） R4年度 ・男性職員 取得者15人（取得率30.0%） ・女性職員 取得者33人（取得率100%） R5年度 ・男性職員 取得者25人（取得率41.7%） ・女性職員 取得者40人（取得率100%）				
出退勤管理システム導入の検討	【出退勤管理システム導入の検討】 R2年度 ☒ 検討 R3年度 ☐ 実施	○システムによる出退勤管理の各手法（カードリーダーの設置、庶務事務システムの導入等）のメリット・デメリットを比較し、関係課と協議・調整を行った。（R2年度） ○保健所において、ICカードを利用した出退勤管理を開始した。（R3年度） ○導入に向けて、5月と12月に関係課長会議を実施して検討し、導入の方向性について決定した。（R4年度） ○導入に向け、本庁舎の一部で試行を開始（R5年度）	○客観的な方法による職員の労働時間の適正な把握、健康管理		【一部実施の理由】 ・出退勤管理機能を含む庶務事務システム導入の詳細な検討に時間を要しているため。	総務部人事課
働きやすい職場づくりを推進する仕組の検討	【働きやすい職場づくりを推進する仕組の検討】 R2年度 ☒ 検討・推進 R3年度 ☐ 推進	○水戸市事務改善ワーキンググループ及び水戸市働きやすい職場環境づくりワーキンググループの設置（R3年3月） ○R3年度 開催なし ○R4年度 テレワークの検証に係る	○職員及び職場の意識改革の推進 ○職員のワーク・ライフ・バランスの推進		【一部実施の理由】 ・テレワーク試行の拡大について、他自治体の事例調査を行ったが、試行実施の調整に時間を要し、ワーキン	総務部人事課 総務部行政経営課

実施項目	期間内における年度計画	実施状況 (令和6年3月31日現在)	実施における効果		備 考	担当課
				財政的效果		
	R4 年度 ■推進 R5 年度 □推進	水戸市事務改善ワーキンググループの開催（R5 年 3 月） ○R5 年度 開催なし			ググループの開催まで至らなかったため。	

令和6年度第4回行政改革推進委員会質問一覧表

行政改革推進委員会資料③
令和6年9月24日
総務部行政経営課

(行財政改革プラン2016後期実施計画実施状況一覧)

通番	ページ	項目	項目名	質問要旨	質問委員名	担当部署	※資料④ ページ
1	—	—	—	・一部実施及び未実施の項目に対する今後の方向性について	___委員	総務部行政経営課	1

(行財政改革プラン2016後期実施計画実施状況)

通番	ページ	項目	項目名	質問要旨	質問委員名	担当部署	
2	全体	—	—	・各実施項目に対する評価について	___委員	総務部行政経営課	2
1 質の高い市民サービスの提供							
3	13	6	事務権限の拡大（権限移譲の推進）	・権限移譲の推進における進行管理について	___委員	総務部行政経営課	3
2 市民との協働によるまちづくりの推進							
4	15	8	地域に関わる担い手の育成	・研修会開催による具体的な成果について	___委員	市民協働部市民生活課	4
3 柔軟な行政運営体制の構築							
5	19～20	10	組織・機構の適正管理	・組織・機構の適正管理に対する評価について ・部を超えた職員の臨時派遣制度の活用事例について	___副委員長	総務部行政経営課	5
6	20	11	職員定数の適正管理	・職員定数の適正管理に対する評価について	___副委員長	総務部行政経営課	6
7	24	13	事務事業の見直し（事務改善に係る職員提案制度の活用）	・職員提案制度の活性化について	___委員	総務部行政経営課	7
8	25～26	14	I C Tの活用（行政手続のデジタル化）	・マイナンバーカードの交付率向上策について ・マイナンバーカードの機能拡大に対する市の見解について	___委員	市長公室デジタルイノベーション課	8
9	26	14	I C Tの活用（行政手続のデジタル化）	・各種証明書交付件数に占めるコンビニ交付件数の割合について	___委員	市長公室デジタルイノベーション課	10
10	26	14	I C Tの活用（ITガバナンスの強化）	・標準システム導入の作業内容について ・市のデジタル化の進捗に関する見解について	___委員	市長公室デジタルイノベーション課	11
11	32	16	事務事業の民間活力活用の推進（債権回収業務）	・市営住宅家賃等使用料における退去滞納者の未収金回収業務受託者の活動内容について	___委員	都市計画部住宅政策課	13
12	33～34	17	公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進（保育所、幼稚園）	・保育所及び幼稚園の民間活力活用に関する他市事例を活用した検討状況について	___委員	こども部幼児保育課	14
4 未来へ向けた財政基盤の構築							
13	40	22	社会保障制度の適正な運営（国民健康保険）	・特定健康診査受診率向上策について	___委員	保健医療部健康づくり課	15
5 地方創生時代にふさわしい人材の育成							
14	64	30	ワーク・ライフ・バランスの推進（勤務時間の柔軟な運用）	・早出遅出勤務制度の実施状況について	___委員	総務部人事課	17

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画
実施状況に対する質問及び回答
(令和 6 年 9 月 24 日行政改革推進委員会)

質 問 者	____委員
資料ページ	別紙
項 目 名	水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画令和 5 年度実施状況一覧
質 問 内 容	本紙は年度における実施状況の全体まとめの位置付けであるが、△…一部実施、×…未実施に対する今後の方向性をコメントいただきたい。送付いただいた資料②の実施状況でも触れられていない。 要は、実施項目としての必要性の可否を、スピード感を含めて問われることになるので、課題として次年度以降も取り上げるのか、終了するのか、判断の根拠とともに明確にしておくことが必要と考えるが、見解を伺いたい。

回 答 (総務部行政経営課)
令和 5 年度実施状況のうち、△…一部実施、×…未実施のものについては、各担当部署において資料②中備考欄の一部実施の理由等として原因の分析を行った上で、実施に向けての今後の対応方針を検討しております。 各実施項目の次年度以降への継続については、新しい行政経営改革プランの策定作業の中で各担当部署において検討しており、その結果、新プランに位置付けが必要と判断したものを新プランに反映しております。

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画

実施状況に対する質問及び回答

(令和 6 年 9 月 24 日行政改革推進委員会)

質 問 者	____委員
資料ページ	全体
項 目 名	資料②水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画令和 5 年度実施状況
質 問 内 容	評価欄を加え、各実施項目に対する評価を過達：◎、達成：○、未達：△、大幅に未達：×程度ででも記していただきたい。 例えば、3 ページのキャッシュレス決済の導入であるが、R 5 年度は■推進（利用状況の把握・サービス拡大の検討）で達成となっている。これまでの審議でも、たびたび議論されているが、具体的内容が不明であり、客観的な監視・評価もできない。少なくとも、利用状況の把握、サービス拡大の検討の結果を実施状況に記載し、そのうえで評価していくべきと考える。 また、本例で言えば、実施における効果を目的に推進計画があり、その進捗状況が実施状況であるが、これらの関連付けが読み取れない。つまり、利用状況の把握→キャッシュレス決済利用率としたならば、これを観測して、または観測した結果がどのように効果と結びついているのかの考え方（論理）を表記いただければ誰もが理解しやすくなると考えるが、見解を伺いたい。なお、このような表記は、他の実施項目でも多々ある。

回 答（総務部行政経営課）
資料②水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画令和 5 年度実施状況は、各実施項目について実施できたか、できていないかといった観点から整理し、客観的に実施状況を把握するためにまとめているものです。 キャッシュレス決済の導入については、窓口での手数料等の支払い方法の拡大を図ることが目的であり、令和 2 年度に実施項目としては達成しているものです。令和 3 年度から令和 5 年度については、利用者の自由な選択の基に行われる支払い手段の中で、キャッシュレス決済の利用率の推移を把握し、今後更なる利便性の向上を図っていくための検討期間として年度計画を設定し、取り組んでまいりました。 なお、新しい行政経営改革プランでは、利用可能な決済手段の追加等利便性の更なる向上を図るため、令和 6 年度は事業者の再公募に向けた検討、令和 7 年度は事業者の再公募として年度計画を設定し、窓口サービスの向上に取り組んでまいります。

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画

実施状況に対する質問及び回答

(令和 6 年 9 月 24 日行政改革推進委員会)

質 問 者	____ 委員
資料ページ	13 ページ
項 目 名	6 事務権限の拡大（権限移譲の推進）
質 問 内 容	一部実施の理由が関係課の回答が検討にとどまったためとあるが、令和 3 年度から、3 年間まったく進んでいない。実際には、何らかの活動はなされていると推察するが、形式的でやる気がないのか、あるいは必要性を感じていないのかとも受け取れる。 検討にしても、推進にあたって何を、いつまでに、誰がと言った基本的な進行管理の項目が明確になっているのか。明確になっていても進まないのであれば、その原因となっている障害を取り除く等の判断は管理者（上位者）が決断しなければならない。いずれにしても、現時点で緊急性等も考慮し、関係課での要否に対する結論を、その結論に至った考えも明確にしたうえで出すことが必須と考えるが、見解を伺いたい。

回 答（総務部行政経営課）
実施状況欄に記載のある、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正に伴う事務権限の拡大については、従来、県が処理することとされている事務について市町村への移譲を検討するものです。 市への権限の委譲により、関連窓口が各市町村にあることから市と県に分かれていた手続について、窓口の一本化を図ることで市民の利便性を高めることや、各市町村が受付窓口となり申請書等の受付を行い、市町村から県に書類を送達した後に、県が当該申請に係る審査・決定を行っていたものについて、審査・決定権限を市町村に移すことで、送達に係る事務手続の日数を短縮すること等を目的とした制度となります。 実際には、毎年度茨城県により事務権限の移譲について、対象となる事務の一覧が示されるとともに、意向調査が実施され、該当事務に係る課において、受入の可否について検討しております。検討においては、事務の受入において必要な人員等の費用対効果や広域的な判断の必要性などを鑑み、市として受け入れる価値のある事務であるかの判断をしたうえで結論を出しているところです。

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画

実施状況に対する質問及び回答

(令和 6 年 9 月 24 日行政改革推進委員会)

質 問 者	____ 委員
資料ページ	15 ページ
項 目 名	8 地域に係る担い手の育成
質 問 内 容	R5 年度は■研修会 1 回開催と計画通り実施されており、その効果は地域コミュニティプランの活動を推進できる人材の育成と抽象的な表現にとどまっている。研修会等では、その有効性確認が最も重要であるため、効果欄には具体的な成果の記載を追記していただきたい。

回 答 (市民協働部市民生活課)
地域コミュニティを活性化させていくためには、地域リーダーを育成し、地域と行政が一体となって地域活動や地域づくりに取り組むことが重要です。地域に係る担い手の育成については、地域リーダー研修会や、コミュニティプラン推進研修会などを地区会、町内会・自治会の役員などを対象として実施し、必要な知識や技術を学ぶ機会を提供することで、将来の地域リーダーの育成と地域コミュニティプランの円滑な実行に繋がる効果がでていいると考えております。 今年度は、地域コミュニティプランの改定に向けた研修会を 8 月に開催し、89 名の方々にご出席いただきました。 令和 5 年度の地域リーダー研修会出席者数は 35 名、地域コミュニティプラン推進研修会出席者数は 46 名でありました。委員御指摘の効果欄に具体的な成果を記載することにつきましては、令和 5 年度が後期計画の最終年であること、令和 4 年度までの比較対象がないことから、今後に向けて効果の数値化を検討し、事業の更なる充実に努めてまいります。

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画

実施状況に対する質問及び回答

(令和 6 年 9 月 24 日行政改革推進委員会)

質 問 者	____副委員長
資料ページ	19～20 ページ
項 目 名	10 組織・機構の適正管理
質 問 内 容	計画においては、量的目標ではなく、「簡素で効率的な組織・機構の編成」という質的目標を立てているため、結果的にどのようなになっても計画達成となっており、客観的に判断しにくい内容です。結果として、組織・機構編成が適正だったと言える根拠はありませんか？ また、部間応援の実施について、令和 2 年度にルールの整理を行ったにとどまっていますが、その後、活用された事例はあるのでしょうか？

回 答 (総務部行政経営課)
簡素で効率的な組織・機構の編成につきましては、事業を効率的に推進するため、各種施策に加え、社会情勢等を踏まえた編成作業を行っております。 実施状況や備考欄にも記載しておりますが、中核市移行や重点施策に対応するための課・係等の新設や、事業進捗による課の廃止、また、新型コロナウイルス感染症の状況を加味した年次的な見直しなどを行い、市民に分かりやすい組織・機構編成に努めております。 これらについては、事業の進捗や社会情勢等の影響を受けることが大きく、あらかじめ量的目標を設定することが困難であるため、各年度の事務事業の執行において組織・機構が支障となっていないことを踏まえて適正管理としているものでございます。 続きまして、部間応援に係るルール整理後の活用事例についてでございますが、市民税・県民税申告の繁忙期における市民税課経験者の臨時派遣や、水戸黄門漫遊マラソンや水戸黄門まつりなどへの応援が行われております。 引き続き、一時的な業務の増加等に対する繁忙の緩和、行政運営の安定性の確保を図るため、当該ルールの活用を図ってまいります。

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画

実施状況に対する質問及び回答

(令和 6 年 9 月 24 日行政改革推進委員会)

質 問 者	____副委員長
資料ページ	20 ページ
項 目 名	11 職員定数の適正管理
質 問 内 容	計画においては、量的目標ではなく、「適正管理」という質的目標を立てているため、量的には増えても減っても計画達成となっており、客観的に判断しにくい内容です。結果として、職員定数が適正だったと言える根拠はありませんか？ 例えば、業務の遅れが無いとか、残業時間が適正な範囲に収まったなど。

回 答 (総務部行政経営課)
職員定数の適正管理につきましては、効率的な執行体制の確保と人件費の抑制に向けて、各種施策に加え、社会情勢等を踏まえた管理を行っております。 実施状況や備考欄にも記載しておりますが、事業進捗を踏まえた人員削減による人件費の抑制や、効率的な執行体制確保のため、中核市移行や重点施策に対応する人員の増、また、新型コロナウイルス感染症の状況を加味し、年次的に人員配置を見直すなど、業務量等を考慮した柔軟な定数管理に努めております。 これらについては、単純に人件費抑制を目標とした人員の削減を行うものではなく、事業の進捗や社会情勢、業務量等を考慮し、必要に応じて増減を伴うものと考えており、あらかじめ量的目標を設定することが困難であるため、人件費負担を必要最小限とすることを前提に、各年度の事務事業の執行に支障がないよう状況を注視しながら対応していくことで適正管理としているものでございます。

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画

実施状況に対する質問及び回答

(令和 6 年 9 月 24 日行政改革推進委員会)

質 問 者	____ 委員
資料ページ	24 ページ
項 目 名	13 事務事業の見直し（事務改善に係る職員提案制度の活用）
質 問 内 容	計画における提案者数が全職員数に対して少ないと考える。 実践されているのかもしれないが、この項目はボトムアップ型なので、個人の目標の中に重要度の程度はあっても、自身の業務改善項目として紐づける、また、提案の時間を設定する、表彰制度を設ける等多様な意見を募る仕掛け作りがあった方が良く考える。 この点について、何らかの仕掛け作りはされているのか、また、全職員からの提案活動に広げていくことの見解を伺いたい。

回 答（総務部行政経営課）
行政経営改革プラン策定に当たりましては、職員意識の醸成を図るため、プランの策定基本方針に基づいた実施項目案について職員提案の募集を実施いたしました。募集の結果、15 件の提案があり、少年自然の家の管理運営手法の見直しや多様な人材の確保等、行政経営改革プラン素案の実施項目にそれらの声を反映することができました。 また、プラン以外の事務改善に係る職員提案制度につきましては、これまでに水戸市事務改善の提案に関する規程に基づき、提案の募集を行ってまいりました。委員御指摘の、多様な意見を募る仕掛けについては、特に優れた提案に対して、市長が賞状を授与する、表彰の制度を設けているほか、平成 29 年度には応募のハードルを低くするため、募集期間の設定や匿名での提案受付等の運用の見直しを行っております。 採用された提案は庁内 LAN を通じて、全職員に周知を行うとともに、予算情報の電子化など、職員の身近なところで活用されていることから、提案の募集・採用により、行政事務能率が向上するとともに、職員の業務改善を図る意識の醸成が図られるなどの効果が得られていると考えております。

**水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画
実施状況に対する質問及び回答**

(令和 6 年 9 月 24 日行政改革推進委員会)

質 問 者	____委員
資料ページ	25～26 ページ
項 目 名	14 ICTの活用（行政手続のデジタル化）
質 問 内 容	個人番号（マイナンバー）カードの交付率については、令和 5 年度の当初目標 25%に対して、令和 6 年末日現在の実績は、76.7%と報告されています。 この結果を見る限りは、大きな成果ということができ、関係者のご努力に対して深く感謝を申し上げたいと思います。 しかし、このカードの目的から申し上げますと、交付率 100%が本来あるべき当然の姿であるとも言えます。 そうすると、市の更なるご努力が必要と考えられますので、今後 100%達成に向けてどの様に取り組まれるのかについて、具体的に計画をお伺い致したいと思います。 他方、このカードの運用に関しては、最近大きな問題が指摘されております。今年の 12 月から健康保険証を半ば強制的にマイナンバーカードに統合するという問題です。さらには、将来は運転免許証もこのカードに統合することが検討されているとも報道されています。 マイナンバーカードは、現在は各家庭で大切に保管されているというのが実情ではないかと思われませんが、この様に機能が拡大すると、常時持ち歩かなければならない必需品となり、それだけ紛失や盗難の被害が高まることが懸念されると共に、身元確認等の為に他人に一時的に預ける様な場合に悪用される様なことが無いとも言いきれません。 したがって、こうした市民の不安感が払拭されない限りは、強制的に統合（差し当っては、健康保険証の統合）をされるべきではないと考えますが、これに対する市のお考えをお伺い致したいと思います。

回 答（市長公室デジタルイノベーション課）
マイナンバーカードは、市民生活や行政サービスの基盤となる重要な社会インフラであることから、本市におきましても、その積極的な普及啓発に取り組んでいるところでございます。 これまでも、「広報みと」をはじめ SNS を活用した啓発を行うとともに、身近な市民センターや商業施設などでマイナンバーカードが申請できる窓口を開設してきたところであります。また、市庁舎に日曜日や夜間における交付窓口を設置し、マイナンバーカードを受け取りやすい環境づくりにも努めるほか、御自身で外出が難しい高齢者や障がい者を対象として施設等へ直接職員がお伺いし、申請交付を行うなど、引き続き、マイナンバーカードのさらなる普及促進に取り組んでまいります。 マイナ保険証をはじめ、マイナンバーカードを生活において更に活用していただく

ためには、その安全性や利便性について、市民の皆様に御理解いただくことが重要であります。

マイナンバーカードは、本人との照合により悪用することが困難とされており、税や年金、預金残高などプライバシー性の高い個人情報を持たない設計となっております。

さらに、ICチップの情報を不正に読みだそうとするとICチップが自動で壊れる仕組みなど、高い安全性を国において担保しているものであります。

マイナンバーカードは、市民生活や行政サービスの基盤となる社会インフラでありますことから、今後とも、国や関係機関と連携し、利便性の向上に努めるとともに、様々な機会を捉えて、広報PRを行い、市民の利便性向上を図るため、一層の普及啓発に取り組んでまいります。

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画

実施状況に対する質問及び回答

(令和 6 年 9 月 24 日行政改革推進委員会)

質 問 者	____ 委員
資料ページ	26 ページ
項 目 名	14 ICTの活用（行政手続のデジタル化）
質 問 内 容	備考にコンビニでの各種証明書の交付件数がありますが、それだけ市民にとって便利になりました。 各種証明書交付総件数のうち、コンビニ利用はどのくらいの割合なのでしょう。コンビニ利用率の年次推移をみることで、ICT 活用の効果の一部を評価できると思います。

回 答（市長公室デジタルイノベーション課）
本市においては、コンビニエンスストアにおける証明書の交付サービスを平成 28 年 11 月から開始し、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く 6 時 30 分から 23 時まで全国のコンビニエンスストアで証明書の交付が可能となっております。 コンビニエンスストアでの証明書発行につきましては、令和 4 年度において、コンビニエンスストアでの証明書発行件数は 36,177 件であり、証明書発行件数全体の 15% の利用率でしたが、昨年度におきましては、52,251 件の証明書を発行し、証明書発行件数全体の 22% を占め、利用率が増加しております。 発行日、時間等についての状況としましては、市役所閉庁時間や休日において約 50% が発行されており、市民の利便性向上に大きな効果があるものと認識しております。 マイナンバーカードの普及に合わせて、今後のコンビニ交付の需要が高まるものと考えられることから、引き続き、市民への周知を進めてまいります。

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画

実施状況に対する質問及び回答

(令和 6 年 9 月 24 日行政改革推進委員会)

質 問 者	____ 委員
資料ページ	26 ページ
項 目 名	14 ICTの活用 (ITガバナンスの強化)
質 問 内 容	(1) ITガバナンスの強化について ITガバナンスの強化については、主として国が主導している国と地方自治体との共通の事業についてシステムの標準化が主たるテーマとして進められていると考えられます。 そして、進捗状況については、令和 5 年度中に行うべき標準化に係る事業は完了したと報告されておりますが、その一方で、国が示している期限である令和 7 年度末までに標準システムを導入すると説明されています。 この説明を読む限り、令和 5 年度中に完了した事業システムとその後令和 7 年度末までに導入する事業システムとの関連が判然としません。この両期間で進められる内容について違いがあるのかどうか、あるとすればどの様な違いがあるのか等について、お伺い致します。 (2) AI 活用可能な業務の検討やRPA導入について ご存知の様に、毎年総務省が発表している「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果」のデータに基づいて集計され、発表されている「全国自治体DX推進度ランキング」という統計があります。 これを発表しているのは時事通信社ですが、同社は、総務省の発表している上記のデータを独自の方法で集計をして発表しているということなので、対象の自治体は、47 都道府県と 1,741 の市町村（東京特別区含む）を対象に発表されていると考えられます。 手元にある資料「2023 年発表版（2022 年 4 月時点調査）」では、市区町村ランキングは 100 位迄しか確認をすることができませんが、水戸市は、残念ながら 100 位以内には入っておりません。 参考までに付け加えますと、さいたま市が全国市町村（東京特別区含む）第 1 位にランクされ、関東地区の他の県庁所在地では、前橋市が 32 位、甲府市が 36 位、宇都宮市が 88 位にランクインしております。 これらのことを参考にすると、水戸市としては、デジタル化でかなり遅れを取っているのではないかと懸念されますが、如何お考えでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。 (追記) 行政のデジタル化の最終目標について 端的に申し上げますと、行政のデジタル化の最終目標は、年度の決算発表については、民間企業と同様に遅くとも 3 ヶ月以内には済ませる様に

	すべきであると考えます。 他の自治体も同様であると考えますが、水戸市の場合は、3月で会計年度が終了し、その決算報告については、10月～11月頃の報告が恒例となっています。 これでは、行政も最近の時代の変化のスピードについていくことは出来ないと思います。変化のスピードに対応するためにもシステムのデジタル化の見直しは必須条件であると申し上げざるを得ません。 その意味で行政業務全体についてのシステムのデジタル化の見直し改革は、絶好の機会であると考えられます。
--	--

回 答（市長公室デジタルイノベーション課）

全国の自治体は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和8年3月までに、国が策定した標準仕様に準拠した「標準化・共通化システム」へ移行することが求められています。

本市におきましては、システム標準化に向け、令和5年度、住民情報・税情報等を取扱う基幹系システムにおける文字環境を国が定める統一基準に適合させる事業を完了したところであります。引き続き、システムやネットワーク業者等と連携しながら、令和7年度末までの標準化作業完了に向け、システムの改修作業等に取り組んでまいります。

本市のデジタル化につきましては、令和4年4月にデジタルイノベーション課を設置し、「行政のデジタル化」「まちのデジタル化」「デジタル格差対策」の三つの柱により、推進を図っているところであります。

令和5年度においては、各種証明書の申請書等の書類記入が不要となる、書かない、待たない窓口を市民課及び幼児保育課において開始したところであります。また、今年度には、これまで手書きのみとしてきた出生届をオンラインで作成できるシステムを全国初として導入したほか、市税や介護保険料といった税、料の口座振替申込みを、スマートフォン、パソコンを使っていつでも手軽に手続きが行える環境を構築するなど、デジタル技術を活用した行政サービスの向上・高度化を着実に進めているところです。

あわせて、行政業務の効率化に向けて、AI、RPAの更なる活用を図るとともに、ローコードツールにつきましては、導入に向け、一部の業務において実証実験を行い、効果の可視化を図っているところであります。

今後とも、「まちのデジタル化」「デジタル格差対策」とともに、時代の変化に合わせた「行政のデジタル化」を積極期に推進し、市民がデジタル技術の利便性の恩恵を受けることができよう、取組みを進めてまいります。

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画

実施状況に対する質問及び回答

(令和 6 年 9 月 24 日行政改革推進委員会)

質 問 者	____ 委員
資料ページ	32 ページ
項 目 名	16 事務事業の民間活力活用の推進（債権回収業務）
質 問 内 容	市営住宅家賃等使用料における退去滞納者の未収金回収業務を弁護士法人へ委託する計画が、令和 3 年に委託したことで目的は前倒し達成となっています。 しかし、裁判になるので効果発生には時間がかかると思いますが、未収金額が令和 5 年は令和 3 年の 3.4 倍、回収金額は 10 分の 1 と効果がでていません。 弁護士法人はどのような活動をしているのか内容の記載があると、効果についても理解できると思います。

回 答（都市計画部住宅政策課）
未収金回収業務につきましては、弁護士法人が市に代わって文書、電話催告等により滞納者や連帯保証人に対し納付勧奨を行うものであります。市営住宅を退去された滞納者の中でも、水戸市や指定管理者が催告をしても全く納付がなく、接触もできなかった方を対象としており、居所不明な方や亡くなっている方に対しても、住民票や戸籍等から住所や相続人の調査を行った上で納付勧奨を行っております。 なお、当該業務委託は、豊富な法的知識や高い専門性を必要とすることから、令和 3 年度及び令和 5 年度とも、債権回収業務に特化した弁護士法人と契約しております。 また、令和 3 年度に比べ令和 5 年度の回収金額が低下したことにつきましては、令和 3 年度の業務委託において高額滞納者の一括納付が複数あったためであります。令和 5 年度の業務委託においても委託した 27 件のうち、20 件について滞納者等と接触することができており、更にそのうちの 16 件については分割での納付約束を結ぶことができております。分割での納付約束については、本委託の債権回収額には計上できませんが、滞納者等からの納付約束を取り付けていることから、委託期間終了後における継続的な債権回収につながるものと考えております。

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画

実施状況に対する質問及び回答

(令和 6 年 9 月 24 日行政改革推進委員会)

質 問 者	____ 委員
資料ページ	33～34 ページ
項 目 名	17 公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進（保育所、幼稚園）
質 問 内 容	令和 2 年から 6 年度まで他市の事例を検討しているようですが、他市の事例を使用し、民間活力活用に向けどのような検討がなされているのでしょうか。検討の内容が記載されていると検討の状況が見えると思います。

回 答（こども部幼児保育課）
共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの増大等により、保育所への入所者数は高い水準で推移しているものの、本市でも少子化は確実に進行しており、就学前の児童数は年々減少していることから、今後の入所者数の減少を視野に入れ、本市の保育所運営を考えていく必要があります。 市内には民間の保育所、小規模保育事業等が 76 か所ありますが、これらの施設は入所者数に応じた国・県・市からの給付費により運営が行われており、入所者数の減少は、民間保育所等の運営に大きな影響を与えることとなります。 また、11 か所の市立保育所のうち、4 か所は建設から 35 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、良好な保育環境の確保が課題となっております。市立保育所の入所者数は年々減少傾向にあり、定員に対する充足率は平均で 80 パーセントとなっております。 このようなことから、民間活力の活用を含めた市立保育所の再編を検討しているところであり、具体的には、保育所や認定こども園の民間移譲を進めてきた土浦市、つくば市、笠間市、保育所の民間移譲と廃止を並行して進めているさいたま市などの事例について、民営化の形態や運営経費の違い等の調査研究を進めております。 これらの調査研究や本市における将来的な保育ニーズの状況を十分に勘案するとともに、特別な支援を必要とする児童の受け入れなど、市立保育所の役割を踏まえながら、市立保育所の今後のあり方について庁内で検討を行い、今年度中に市立保育所の再編方針を策定してまいりたいと考えております。

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画

実施状況に対する質問及び回答

(令和 6 年 9 月 24 日行政改革推進委員会)

質 問 者	____ 委員
資料ページ	40 ページ
項 目 名	22 社会保障制度の適正な運営（国民健康保険）
質 問 内 容	R2 年度～R5 年度のいずれも計画に対して大幅未達となっている。年度計画の数値は実行計画なので変えられないと考えるが、見直し後の数値を別に設定し併記しても良いのではないかと考える。 一部実施の理由について、様々な受診率向上策に取り組んでも行動変容につながっていないとのことだが、未受診の原因分析が正しくなされていないのではないかと推察する。個々人の考え方は尊重しなければならないが、直接的原因（知らない、移動手段が不便等）、動機的原因（必要がない、受けたくない等）に分けて、それらの原因を深掘りし、それに対応した対策を講じるのがオーソドックスな手法だと考える。 4 年間もの間、受診率が伸び悩んでいる結果からすると、根本的な取り組みに対するアプローチを見直す必要性を感じるが、この点の見解を伺いたい。

回 答（保健医療部健康づくり課）
特定健康診査につきましては、生活習慣病の予防を目的に、平成 20 年度から、国の法令に基づき、40 歳から 74 歳までの国保被保険者に実施しております。 令和 5 年度の受診率速報値につきましては、令和 6 年 7 月末現在、県平均の受診率が 37.1%、本市は 30.6%で、特定健診開始以来初めて 30%を超えたところです。しかしながら、依然として低迷しており、計画の目標値とも乖離している状況です。 目標値設定の考え方といたしましては、本市の総合計画の最終年度に国の市町村国保の目標値である 60%を目指すこととしております。 令和 6 年度以降は、新たな総合計画となる水戸市 7 次総合計画の最終年度の令和 15 年度に 60%となることを目指し、初年度の令和 6 年度は現状値を踏まえ 34%、その後、毎年 3 %の上昇を見込み、計画の見直しを図ったところであります。 未受診の原因分析につきましては、健診事業を推進していく上で大変重要であると考えております。 令和 5 年に実施した市民アンケートにおいて、受診しなかった理由として最も多かったのが「時間がとれなかったから」の 28.4%でありました。次いで「必要な時はいつでも医療機関を受診できるから」「費用がかかるから」という結果でありました。 このことから、令和 6 年度からは、新たな受診率向上策として、市民の負担軽減と健診受診の機会拡大を図るため、健診の個人負担金を大幅に減額したところでございます。 また、特定健診未受診者の半数が医療機関に通院されて健診を受けていないことから、本人の同意のもと、診療情報を市に提供していただく情報提供事業（みなし健診）

にも力を入れているところです。

受診率の向上に向けましては、未受診者などへの受診勧奨、無料クーポンなどの健診のきっかけづくり、誰もが受診しやすい環境づくりを充実させながら取り組んでいるところでありますが、受診率が低迷している状況から、本年度は新たに、県事業の受診率向上アドバイザー派遣事業を実施し、外部からの専門的な御意見をいただき、改善・見直しを図っていくこととしております。

今後とも、未受診の理由をしっかりと分析し、健診の必要性について十分な周知・啓発を行っていくとともに、先進事例も参考にしながら、茨城県総合健診協会や水戸市医師会と連携し、新たな強化策をはじめとする効果的な対策を講じるなど、さらなる受診率の向上を目指してまいります。

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画

実施状況に対する質問及び回答

(令和 6 年 9 月 24 日行政改革推進委員会)

質 問 者	____ 委員
資料ページ	64 ページ
項 目 名	30 ワーク・ライフ・バランスの推進（勤務時間の柔軟な運用）
質 問 内 容	令和 5 年 5 月 8 日以降新型コロナウイルス感染症は第 5 類に移行しています。 第 5 類移行後は、新型コロナウイルス感染症には関係なく、市民課など窓口延長に伴う時差出勤や子育てや介護を行っている職員の早出遅出勤務制度を実施していることが入るかと思います。

回 答（総務部人事課）
御質問のとおり，育児や介護等を行っている職員の早出遅出勤務制度は，新型コロナウイルス感染症の対応とは異なり，各職員の事情に応じた働きやすい勤務時間制度の一環として従前から継続しているものでございます。委員御指摘のとおり，新たな行政経営改革プランの実施状況にその旨を記載することに努めてまいります。 また，水曜日の窓口延長業務に従事する職員は，前述の早出遅出勤務制度とは若干異なる変形労働時間制として運用しているものでございますが，勤務時間の柔軟な運用の一環でありますことから，同様に実施状況にその旨を記載することに努めてまいります。